

第2次八王子市地域福祉推進計画

いきいきプラン八王子

(平成26年度～30年度)

(素 案)

イラストまたは写真

平成25年12月

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

目 次

総 論

第1章 計画の趣旨と概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の策定体制	3
4 計画の推進体制	3
(1) 住民活動の参加の促進と関係機関・団体との連携	3
(2) 本会体制の強化	3
(3) 計画の進行管理	4
第2章 地域福祉をめぐる現状と課題	5
1 八王子市の現状と課題	5
2 アンケート結果等から見た現状と課題	6
3 第1次計画における取組み状況	7
(1) 地域福祉活動計画の取組み状況	7
(2) 社協発展・強化計画の取組み状況	10
第3章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	12
2 基本目標	12
3 計画の体系	13
第4章 地域における福祉的課題（重点課題）	14

第1部 地域福祉活動計画

第1章 活動の概要	17
1 取組みの視点	17
2 取組みの体系	20

第2章 活動の展開	21
1 地域で支えあう	
— 社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、人材育成の充実 —	21
(1) 拠点を活かした活動	21
(2) ネットワークを活かした活動	25
(3) 地域人材の発掘・育成	29
2 地域で安心して暮らす — 生活と権利を守る —	32
(1) 地域福祉権利擁護事業	32
(2) 成年後見制度利用促進に向けた取組み	34
(3) ういずサービス	37
3 災害に強い地域づくり — 災害時に備えた日頃からの取組み —	40
(1) 防災福祉コミュニティ	40

第2部 社協発展・強化計画

第1章 経営理念・組織運営方針・目標	45
1 経営理念	45
2 組織運営方針	45
3 目標・重点取組み	46
(1) 目標	46
(2) 重点取組み	46
第2章 組織体制	48
1 会員制度	48
2 事務局体制	48
(1) 地域密着型の推進体制の確立	49
(2) 地域福祉推進拠点の運営	51
(3) 執務場所のあり方	52
第3章 人材育成	53
1 人材育成方針	53
(1) 人材育成の方針	53
(2) 目指すべき職員像	53
(3) 職員に求められる能力	54

2 人材育成の仕組みづくり	54
(1) 研修体系	55
(2) 人事管理	57
第4章 財務	58
1 財務基盤	58
(1) 会員会費の強化	59
(2) 寄付・募金活動の強化	62
(3) 収益事業の強化	64
2 基金の運用と活用	65

資料編

1 八王子市の現況	67
2 アンケート結果等から見た現状	71
3 八王子市地域福祉推進計画策定委員会	81
4 用語解説	81

総論

第1章 計画の趣旨と概要

1 計画の趣旨

支援を必要とする人のための取組みの必要性

少子高齢社会から超高齢社会の到来により高齢者人口がますます増えていく中で、高齢者や障がい者、ひとり親家庭をはじめ、地域の様々な年齢や立場の人々が孤独・孤立に陥ったり、日々の暮らしの中で複雑な生活課題を抱えるに至ってきています。このような人々を支援するために、社会全体でどのように取組んでいけるかが、喫緊の課題の一つとなっています。

「絆」というかたちの信頼関係の構築

他方、東日本大震災の発生とその後の復興において、日本社会はこれまでに経験したことのない新たな課題を抱えながらも、身近な近隣同士がお互いに助け合い、「絆」というかたちで信頼関係を築けたことは、今後、地域福祉を推進するために向かうべき姿を示したものとと言えます。

地域福祉の重要性の高まり

しかしながら、現状は、核家族化とともに晩婚化・未婚化の進行等により、家族機能も脆弱化しており、「自助」の機能の基盤が弱くなっていることも否定できません。また、都市化の進行等により、地域における人のつながりや助け合い機能も弱まっており、地域の中にある様々な社会資源を活用し、「共助」の基盤も並行して再構築していくことが必要とされています。このような社会環境を踏まえると地域福祉が果たす役割は、かつてないほど重要となっています。

八王子市社会福祉協議会の取組み

八王子市社会福祉協議会（以下、「社協」）では、八王子市における地域福祉を推進するために、平成8年3月に「ふくしみらい八王子（八王子市地域福祉活動計画）」を策定し、地域住民による福祉活動への支援やボランティア活動の推進等に取り組んできました。

また、平成22年3月には、「いきいきプラン八王子（八王子市地域福祉推進計画）」を策定し、地域福祉活動の推進と社協の発展強化を一体的に推進してきました。

新たな計画の策定

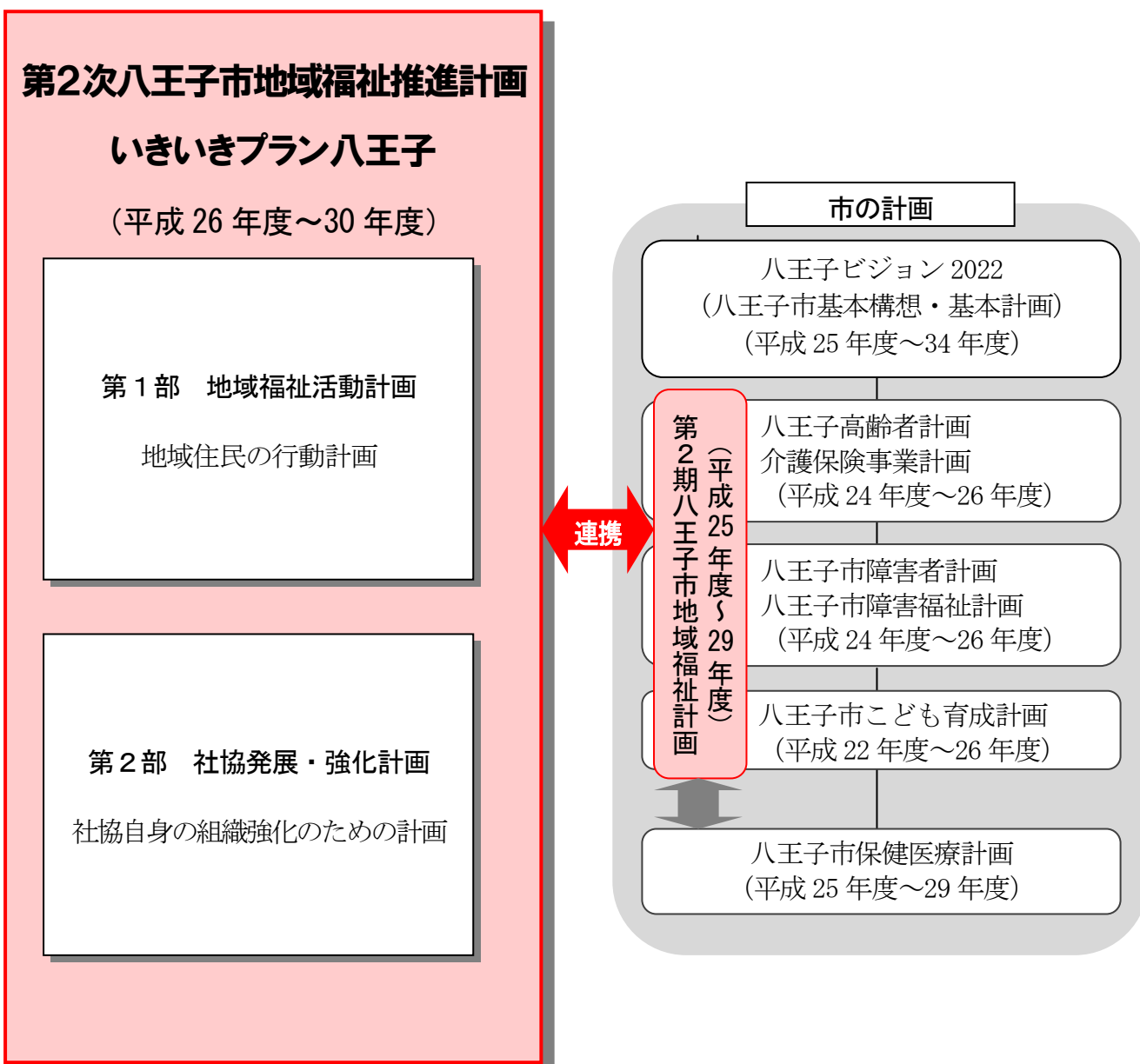
本計画は、「いきいきプラン八王子」が平成25年度に終了するため、これに替わる次期計画として、この間の社会情勢の変化とともに新たな福祉ニーズに対応するために、これまでの取組みの成果と課題を踏まえた新たな計画とするものです。本計画は、地域住民はもとより、町会・自治会や民生委員・児童委員協議会等の各団体及び高齢者あんしん相談センター等関係する多くの機関と社協が地域の課題を共有し、連携を図り、協働して地域福祉活動を体系的かつ計画的に推進していくための計画として策定するものです。



2 計画の位置付け

本計画は平成 26 年度から 30 年度までの 5 年間を期間としています。また、地域住民の行動計画である「地域福祉活動計画」と、その推進役となる社協自身の組織強化を目的とした計画である「社協発展・強化計画」を一体的に推進する計画として策定します。

本計画は、八王子市が策定した「第 2 期八王子市地域福祉計画」と車の両輪の関係にあり、市の計画と緊密な連携・協働のもとで地域福祉活動を推進していくものです。また、八王子市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン 2022」との整合を図るとともに、「八王子市保健医療計画」、「八王子市高齢者計画・介護保険事業計画」、「八王子市障害者計画・障害福祉計画」、「八王子市こども育成計画」等の関係計画との連携・協働します。

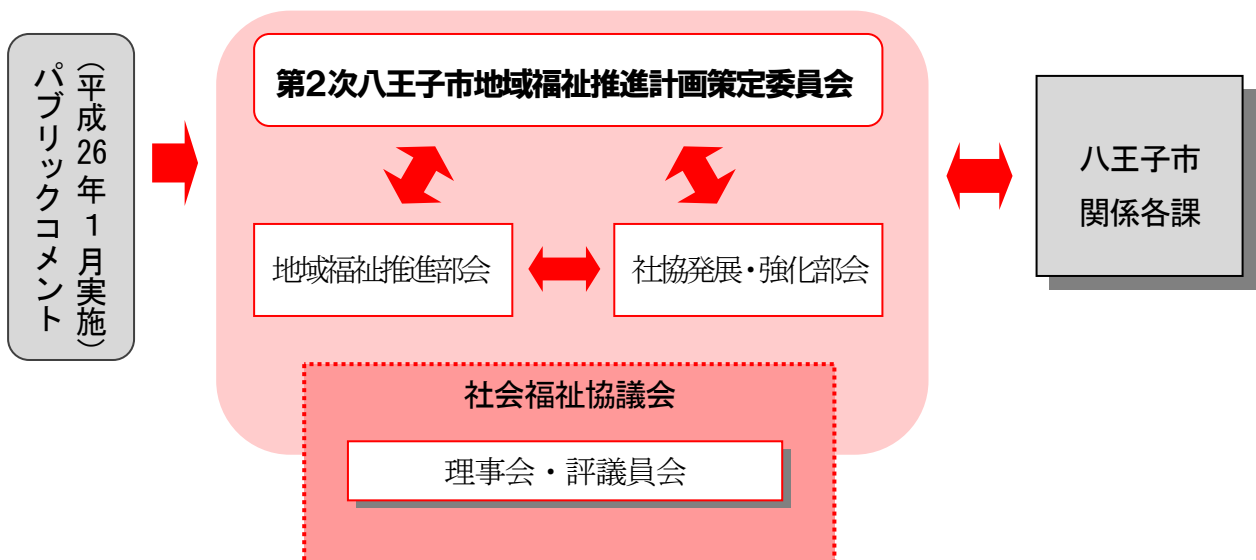


3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域住民の代表者や社会福祉関係団体の代表、学識経験者、市の福祉関係職員等の委員からなる「第2次八王子市地域福祉推進計画策定委員会」と、その附属機関である「地域福祉推進部会」、「社協発展・強化部会」において、八王子市の地域の現状や課題解決に向けた計画づくりのために検討を重ね、策定委員会で承認を得た上で、社協の理事会及び評議員会に報告されました。

2つの作業部会のうち、「地域福祉推進部会」では、第1部の地域福祉活動計画について、「社協発展・強化部会」では、第2部の社協発展・強化計画についての検討を行いました。

市民意見の反映については、平成23年10月に市が実施したアンケートや他の調査研究資料を参考にしました。



4 計画の推進体制

(1) 住民活動の参加の促進と関係機関・団体との連携

市民に対して、社協だよりやホームページにより本計画を周知するとともに、町会・自治会の会合、高齢者あんしん相談センターや関係諸機関・団体の会議、サロン活動やボランティア講座等、地域住民と接する様々な機会を捉えて本計画を積極的にPRし、住民の活動への参加意欲を高めます。

(2) 本会体制の強化

地域福祉活動の取組みを部門別ではなく、総合的に推進できるように、事務局体制に地域圏域別担当制を導入しています。第1次計画の継続性を念頭に、地域福祉推進を図るための職員の人材育成や事務局体制の強化を引き続き実施します。



(3) 計画の進行管理

「第2次八王子市地域福祉推進計画推進委員会」を設置し、計画の定期的な評価、点検を行います。また、評価・点検結果については、社協だよりやホームページで公開します。

いきいきプラン八王子の策定にあたって

私が民生委員・児童委員として担当している都営長房西団地では、ここ数年、誰にも見取られずに亡くなり一定期間発見されない、いわゆる“孤独死”の事例が多発していました。また、先の東日本大震災時発生時には、団地内のエレベーターが停止、復旧に時間を要したこともあって、高齢者の安否確認等の支援に苦慮したこともあり、近隣で取組む地域での見守り・支えあいの必要性を強く感じていました。

そのような課題に対し、平成24年12月より、長房団地の二つの連合自治会、民生委員・児童委員協議会、高齢者安心相談センター長房、社協、そして平成25年4月からはシルバー見守り相談室長房も加わり、幾度となく検討を行った結果、平成25年10月に「支えあいのネットワーク事業」をスタートさせることができました。そして11月には見守る人と見守られる人のマッチングもなされ、住民同士で行う緩やかな見守りを実現することができました。

この仕組みでは、見守る側に「支えあいネットワーク手帳」（平常時見守り編・災害時編）が配布されています。この手帳を活用して平常時に見守り活動を行い、日常の変化をチェックする項目に当てはまれば、その緊急度合によりシルバー見守り相談室長房へ連絡するようになっています。そして事業のスタート以降、多くの情報が寄せられるようになってきており、孤独死も大幅に減少しています。

このような見守り・支えあいの活動は、私が所属した「いきいきプラン八王子」策定の地域福祉推進部会の協議においても、重要なテーマとして掲げられました。

地域福祉推進部会はメンバー10名で構成され「第1部 地域福祉活動計画」作りに取り組みました。この部会では、八王子市が定めた「第2期八王子市地域福祉計画」で取り上げた重点課題の解決策を中心に協議を重ねましたが、私自身、都営長房西団地での取組みを同時期に行っていたことで、ますます「小さな地域での住民同士の支えあいネットワークづくり」の必要性を感じました。

この計画が社協によって推進され、地域での見守りと支えあいの活動が広がり、住民同士が手を携えて、豊かな生活を実感できる社会になることを願っています。

地域福祉推進部会長 森 秀三（八王子市民生委員・児童委員協議会 副会長）



第2章 地域福祉をめぐる現状と課題

1 八王子市の現状と課題

※ 現状と課題に関する統計データについては、資料編をご参照ください。

現状

◆高齢化の進行と高齢者単身世帯の増加

八王子市でも高齢化が進行しており、特に高齢者単身世帯の割合が増加しています。

◆要介護者・認知症高齢者の増加

要介護者が増加しているほか、地域で生活する認知症高齢者も増加しています。

◆障がい者の増加と多様化

身体・知的・精神の三障がいとも増加しているほか、難病や発達障がい等多様な障がいを抱える人が増えています。

◆子育ての負担増大とひとり親家庭の増加

保護者の孤立等が原因で子育ての負担が増大する一方、ひとり親家庭が増加しています。

◆貧困の拡大と生活保護世帯の増加

不安定な就労等が原因で貧困が拡大しており、生活保護世帯も増加しています。

課題

◆見守りと支援の充実

増加する高齢者の地域での生活を支えるために、普段からの見守りと困ったときの支援を充実させていきます。

◆介護者への支援と権利擁護の充実

要介護者や認知症高齢者を支える介護者への支援や、高齢者の権利擁護を充実させていきます。

◆地域生活を支える支援の充実

どのような障がいがあっても地域で安心して暮らしていくために、生活を支える支援を充実させていきます。

◆地域全体で子育てを支える必要性

子育てを地域全体の問題として捉え、地域の力で子どもと子育て家庭を支えていきます。

◆生活困難世帯への支援の充実

貧困等が原因で生活に困難を抱える世帯については、生活課題の解決に向けた地域の支援を充実させていきます。



2 アンケート結果等から見た現状と課題

※ アンケート調査結果については、資料編もご参照ください。

●隣近所とのつきあい方について ～ 困ったときは助け合える環境づくりを

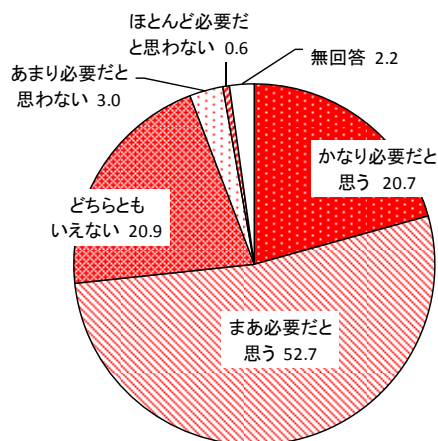
日頃のつきあい方では「会えばあいさつをかわす程度」が 38.7%と最も高くなっていますが、今後のつきあい方の希望では「困った時は相談したり、助け合ったりしている」が最も高くなっています。隣近所との助け合いを希望しながら、実際にはできていない現状があるので、身近な関係を深める環境づくりを進めていきます。

●安心して暮らすために必要なこと ～ 地域での見守りや助け合いの充実を

安心して暮らすために必要なことについては、「地域での見守りや助け合い」が 44.4%と最も高く、次いで「防犯・防災体制の充実」、「高齢者支援の充実」の順になっています。地域での見守りや助け合いの必要性は広く認識されていることから、地域での取組みがより活発になるように支援してきます。

●生活課題に対する住民相互の協力 ～ 実際の活動に取り組めるような支援を

生活課題に対する住民相互の協力についての考え方を見ると、「まあ必要だと思う」が 52.7%と最も高く、次いで「どちらともいえない」、「かなり必要だと思う」の順になっています。全体の7割以上の人が必要だと回答しており、今後はより多くの人が実際の活動に取り組めるように支援していきます。



●地域活動に参加していない理由 ～ 参加の機会づくりと活動の周知啓発を

地域活動に参加していない理由については、「機会がないから」が 32.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しくて余裕がないから」、「活動内容や方法がわからないから」の順になっています。機会がない人や、活動内容や方法がわからない人については、積極的な参加の機会づくりと活動の周知啓発を図っていきます。

3 第1次計画における取組み状況

(1) 地域福祉活動計画の取組み状況

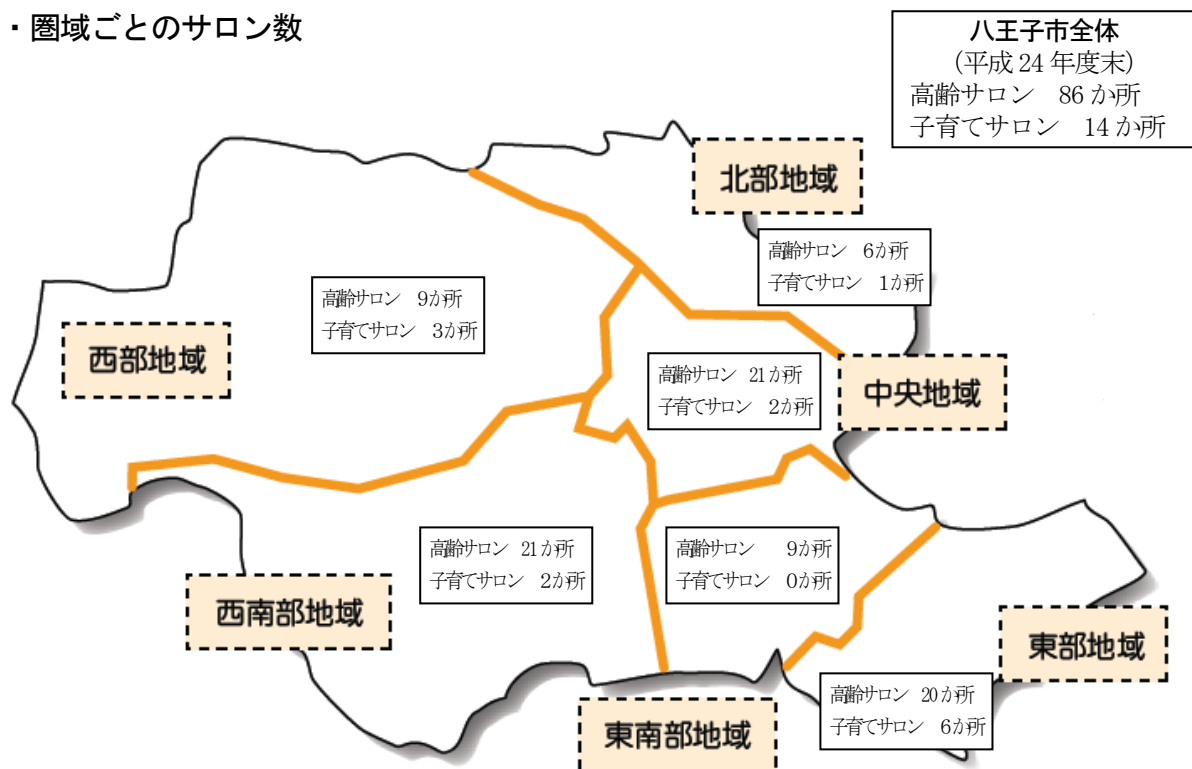
「あなたもわたしも主役 - つながりあい、支えあうまち はちおうじ」を活動の基本理念とした第1次計画では、小地域（町会・自治会単位等）におけるサロン活動や住民相互の支えあい活動（仕組みづくり）の拡充、福祉やボランティアに関する学習会や懇談会の開催等の取組みを掲げ、福祉活動への住民の参加と支えあいのまちづくりを目指してきました。

サロン活動は計画当初より23か所増え、平成24年度末には市内100か所での活動となり、大きな広がりをみせています。支えあい活動（仕組みづくり）は定期的な連絡会を設け、情報交換や学習を重ねながら、地域へ「支えあう」大切さを発信し、少しずつ市域への広がりを見せ始めています。

また、福祉やボランティアに関する学習や懇談を通じて、地域情報の共有やこれからの地域像等が話し合われる場も増えてきており、住民同士、住民と関係機関の連携と協働（ネットワーク）も進んでいます。

●サロン活動

・圏域ごとのサロン数



●住民相互の支えあい活動(仕組みづくり)

・情報交換会（連絡会）の開催

参加団体	<ul style="list-style-type: none"> ・片倉台福祉ネットワーク ・みつい台ふれあいの会 ・館町団地福祉支援ネットワーク ・横川町住宅おたすけ隊 ・中野町甲和会さくらんぼの会 ・清川町Y o u & I ・めじろ台安心ネット ・館ヶ丘自治会 ・大塚団地自治会 ・絹ヶ丘1丁目自治会 <p>※平成23年11月に開始し、活動に関心のある方・団体が随時参加できる会</p>
開催実績	6回（平成24年度末時点） 3ヶ月に1度開催
内 容	・情報交換 ・学習 ・団体間のネットワークづくり ・他地域への啓発活動等
連携機関	・高齢者あんしん相談センター ・八王子市 ・社協（事務局）

●学習会・懇談会等

・小地域での学習・懇談（実施の一例）

地域	内容	連携・協働機関
丸山町	自治会の取組みとして、地域での支えあい活動に関するボランティア講座を開催	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 ・高齢者あんしん相談センター左入 ・社協
南大沢	地域交流の拠点として、空き店舗や学校余裕教室の活用を検討する懇談会を定期的で開催	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 ・高齢者あんしん相談センター南大沢 ・青少年対策南大沢地区委員会 ・NPO「どんぐり分校」 ・社協
長房町	都営長房団地の自治会の取組みとして、災害発生時の安否確認や平常時の見守り体制の仕組みづくりを行う	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 ・高齢者あんしん相談センター長房 ・シルバー交番長房 ・社協



●防災福祉コミュニティづくり

・災害ボランティアリーダー（コーディネーター）

項目	内容
被災地復興支援ボランティア活動	市民公募による被災地支援ボランティア活動 ・宮城県東松島市（4回、72名） ・福島県相馬市（3回、55名）
被災地復興支援ボランティア支援金助成	ボランティア支援の一環として募金を財源に助成 ・募金額：5,649,724円 ・助成件数：612名
災害ボランティアリーダーの養成	災害時の市民ボランティアリーダーの養成 ・災害支援ボランティア講演会 ・災害ボランティアリーダー養成講座 災害ボランティアリーダー養成助成金の交付 （平成25年12月27日時点） ・募金額：2,723,932円 ・助成件数：176名

平成23年3月、東日本大震災の発生により、東北3県は甚大な被害に見舞われました。そして、東北の復興を願う人々が全国からボランティアとして駆け付けました。この東北に寄せられた支援の大きさに、人と人との絆や支えあうことの大切さを、私たちはあらためて心に刻みました。

そして、災害に対しては、個人・家族・地域それぞれのレベルで平時の備えが大切であることを学びました。

●課題

サロン活動や支えあい活動等、住民主体の地域福祉活動は、町会・自治会等の小地域単位で活性化しつつあります。社協で職員の圏域担当制を導入しましたが、十分に地域支援を果たせているとは言えず、社協と住民が一体となって地域福祉活動を進めていく上で、社協の組織体制の更なる強化が必要です。

また、防災福祉コミュニティづくりに関しては、東日本大震災後、社協が災害ボランティアリーダーの養成を強化している一方、地域では災害時要援護者への支援や住民同士の助け合い等共助の考えが浸透しつつあり、災害時の助け合いと、平常時の見守り活動とを一体的に取り組む動きが出てきています。今後、防災の視点を取入れて、更に地域福祉活動を活性化する必要があります。



(2) 社協発展・強化計画の取組み状況

①組織改革

●取組み状況

〈事務局体制の改革〉

地域福祉推進を進めるため、計画に基づき圏域に職員を配置しました（市内6圏域＝15名体制の確立）。直接的または間接的に、住民主体の福祉活動参加への働きかけや啓発、具体的活動の支援のほか、社協の事業や募金、寄付等の依頼を図ってきました。

〈権利擁護体制の確立〉

判断能力の不十分な認知症の症状や知的障がい、精神障がいの方々の支援策として、日常生活面でのサポートに組織的に取り組むため、地域福祉権利擁護事業を実施し、平成25年度から「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を開設しています。

●課題

〈地域支援の事務局体制の確立〉

圏域に担当職員を配置しましたが、地域支援の組織体制の確立は十分とは言えません。地域福祉推進部門の強化を図るために、既存事業の見直しについて関係機関、関係者と調整を行ってきましたが十分ではなく、今後の課題となっています。

②人財育成

●取組み状況

〈事務局内プロジェクトの設置〉

事務局内に担当間を横断した職員で構成する「広報委員会」や「会員会費のあり方検討委員会」を設置しました。

〈コミュニティソーシャルワーカー養成のための研修会の受講〉

地域住民に対してその専門性が活かされるよう、コミュニティソーシャルワーカーの養成のために、圏域担当職員が研修を受講しています。

〈業務に必要な認定試験への受験〉

客観的に職員の知識・能力を判断するため、業務に必要な知識を認定する試験の合格を目指す講習会に職員を受講させ、当該試験を受験させました。



●課題

〈組織的な人材育成〉

職員の経験等に応じて、東京都社会福祉協議会等への実務研修への参加を通じて取り組んできましたが、社協独自の研修については、量・質ともに十分とは言えない状況となっています。

〈知識やスキルの伝承、習得〉

社協の福祉ニーズは多様化や複雑化のために業務の専門性が増しており、いかに効率的かつ体系的に対処できる知識やスキルを伝承、習得できるかが課題となっています。

③財政基盤

●取り組み状況

〈会員会費の拡充〉

職員で構成する会員会費のあり方検討会を立ち上げ、組織的に意見を調整しました。また、町会自治会連合会に加入し、会員会費の徴収に取り組めていない町会・自治会を対象に、まず500世帯以上、次に300世帯から499世帯に、社協職員が訪問等により会費協力依頼を行いました。

〈昼食交流会の受益者負担導入〉

外部委員による「ひとり暮らし高齢者の昼食交流会のあり方検討委員会」を立ち上げ、今後ますます対象が増える状況等を考慮し、受益者負担を導入しました。

〈自動販売機の設置〉

民有地に初めて自動販売機を設置することができました。

●課題

〈会員会費増強への対応〉

会員及び会費の増強に努めましたが、町会・自治会への未加入世帯の増加も一因となり、きめ細かい周知が課題となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

あなたもわたしも主役

— つながりあい、支えあうまち はちおうじ —

近年、家族の絆や地域のつながりが希薄になってきていると言われる中で、人と人とのつながりや支えあいを再構築し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会を実現する地域福祉の役割が重要視されるようになってきています。地域福祉では、行政や事業者に頼るのではなく、そこに住む人が自らの手で住み慣れた地域をより良いものにしてゆくという考え方が大切であり、全ての市民が活動の担い手にも、受け手にもなる可能性があるところに大きな特徴があります。八王子市が、全ての市民がつながりあい、支えあうまちになるために、一人でも多くの市民が地域福祉活動の「主役」になれる社会を目指していきます。

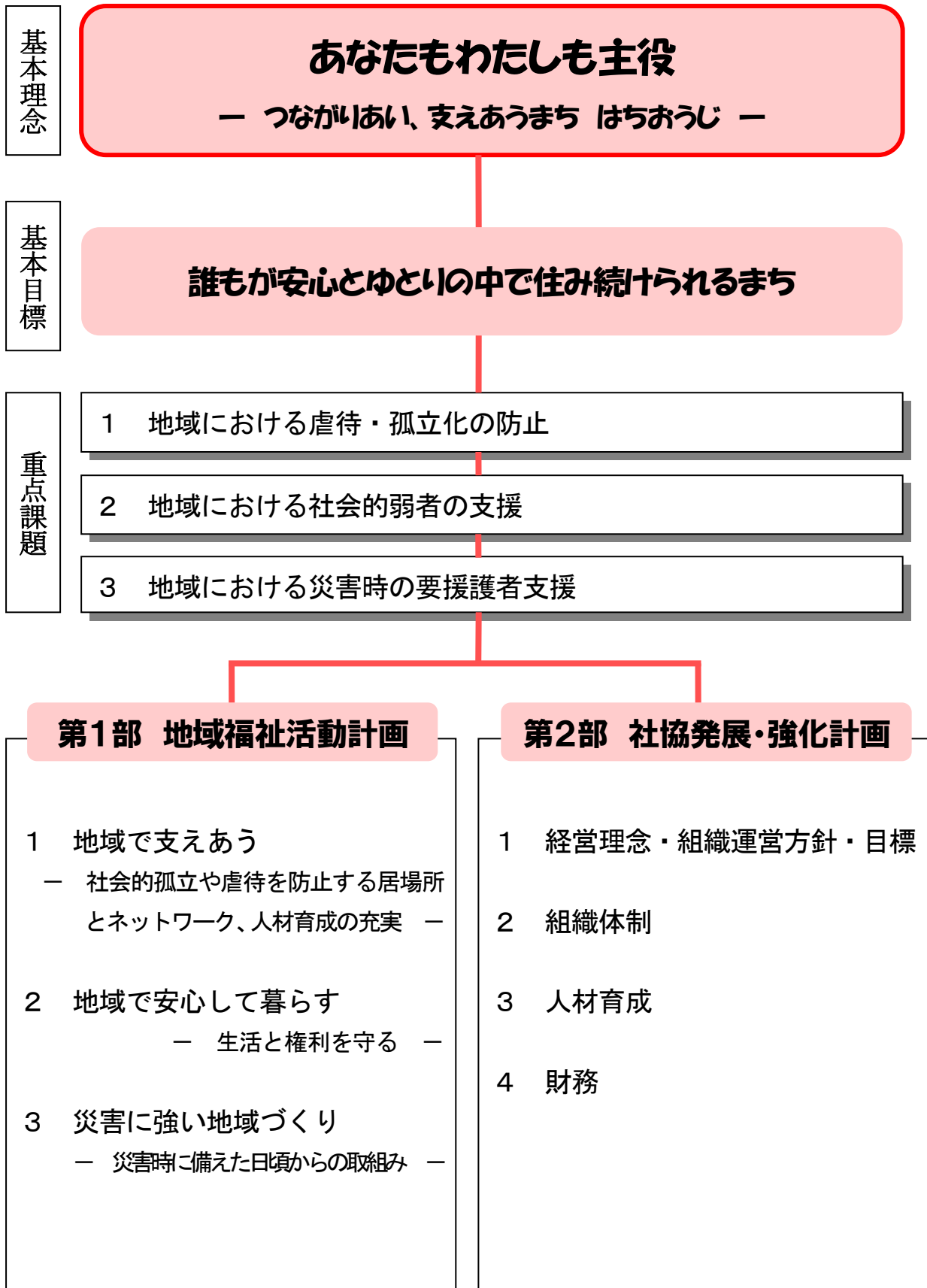
2 基本目標

誰もが安心とゆとりの中で住み続けられるまち

定住志向の強い八王子市では、高齢になっても、障がいがあっても、多くの人が住み慣れた地域で自分らしく生活することを望んでいます。その実現のために、隣近所が日常的に交流し、困ったときには助け合える関係を築いていくとともに、地域で行われている様々な見守り・支えあいの取組みを一層充実させていきます。地域福祉活動の一層の充実を図ることで、誰もが安心とゆとりの中で住み続けられるまちを実現することを本計画の目標とします。



3 計画の体系



第4章 地域における福祉的課題(重点課題)

八王子市は、「第2期八王子市地域福祉計画」の策定にあたって、三つの重点課題を設定しました。これらの重点課題は、現在の地域が直面する福祉ニーズに対応したものであり、計画の期間である5年間で特に解決を図ることを目指していくものです。本計画においても、市の施策との連携を図りながら、これらの重点課題を中心に解決を目指した取組みを進めていくものとします。

1 地域における虐待・孤立化の防止

地域のつながりの希薄化が叫ばれる中で、八王子市では、平成24年度に86件の高齢者の孤独死が発生しています。孤独・孤立に陥りやすいのは、特に独居者・高齢者ですが、最近では複数世帯や高齢者以外の世帯での孤独死も報道されており、どのような世帯であっても孤独・孤立に陥る可能性があると言えます。また、保護者や介護者が孤立し、過大な負担を担うことで、子どもや高齢者、障がい者等が虐待の危険にさらされるケースも多くなっています。

虐待・孤立化を防止するために、地域の力を最大限に活かしていくことを目指します。隣近所の身近なつながりを醸成して、緩やかな見守りの輪を形成するとともに、地域のサロン活動や支えあい活動等の地域福祉活動を通じた見守り活動を推進していきます。また、高齢者あんしん相談センターや子ども家庭支援センター、民生委員児童委員等、地域で専門的に見守りに関わっている担い手とも連携して、見守りネットワークを充実させていきます。

◆本計画での主な対応

- ⇒ 取組みの視点1 地域で支えあう
 - 社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、人材育成の充実 —



2 地域における社会的弱者の支援

高齢化の進行に伴い、要介護・要支援認定者数や認知症高齢者数は増加傾向にあります。また身体・知的・精神の障害者手帳所持者数も増加しています。また地域には、ひとり親家庭・子育て困難家庭、ひきこもり・ニート、非正規雇用等の不安定就労で働く人等、社会的弱者と呼ばれる人たちが暮らしており、それぞれが抱える生活課題は複雑化・多様化しています。

こうした中で、それぞれの事情に合った支援を提供し、社会的弱者の生活を支えていくことが喫緊の課題となっています。特に認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の生活を支えるために、権利擁護の充実を図っていきます。社協は、平成25年4月に「成年後見・あんしんサポートセンター八王子」を立ち上げ、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援を推進しており、今後より多くの人に支援の輪を広げていきます。また、地域の支えあい活動の推進等を通じて、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等、それぞれの事情に応じた支援を進めていきます。

◆本計画での主な対応

⇒ 取組みの視点2 地域で安心して暮らす — 生活と権利を守る —

3 地域における災害時の要援護者支援

平成23年3月11日の東日本大震災では、従来の災害対策の様々な問題点が浮き彫りにされました。中でも、高齢者や障がい者等の災害時要援護者を支援することの難しさが改めて認識されています。震災の教訓を活かして、日頃から身近な地域で災害に対する備えをしておくことで、いざというときに要援護者を的確に支援することができる体制づくりが求められています。

八王子市では、地域において多数の自主防災組織が活動を行っており、防災訓練等が行われています。今後は、普段から要援護者を緩やかに見守り、把握しておくことで、災害時の安否確認や避難誘導を効果的に実施できるようにしていきます。

◆本計画での主な対応

⇒ 取組みの視点3 災害に強い地域づくり
— 災害時に備えた日頃からの取組み —





第 1 部

地域福祉活動計画

第1章 活動の概要

1 取組みの視点

1 地域で支えあう

－ 社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、人材育成の充実 －

地域で支えあい、社会的孤立や虐待を防止する取組みは「居場所」による活動と、「ネットワーク」による活動、「人材育成」の3点に大別できます。「居場所」による活動は、公共施設や空き店舗等を活用して地域の人が気軽に参加できる場をつくり出すサロン活動等が挙げられます。サロン活動は、参加者の緩やかな見守りにつながるとともに、地域福祉活動の拠点としての役割も果たしています。「ネットワーク」による活動は、地域の住民が自ら担い手となってちょっとした困りごと等の支援を行う支えあい活動が挙げられます。支えあい活動は、支援を通じて人のつながりを醸成することができるとともに、利用者の生活状況を気にかけることで、緩やかな見守りを行うことにもつながっています。また、これらの活動を推進するためには活動の担い手である「地域人材の発掘・育成」が不可欠であり、活動参加のきっかけづくりや、地域のリーダーになる人材の育成を図っていきます。今後は、「居場所」と「ネットワーク」、「人材育成」を核にした地域福祉活動をさらに推進していきます。

イラストまたは写真



2 地域で安心して暮らす — 生活と権利を守る —

誰もが地域で安心して暮らす社会を実現するためには、全ての人の生活と権利を守る体制づくりが必要です。認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、権利を守るために支援を必要とする人のために、「地域福祉権利擁護事業」の充実を図るとともに、法人後見や市民後見人の活用も含めた「成年後見制度の利用支援」を推進していきます。また、日常生活の中のちょっとした困りごと等を解決するために、住民参加型の家事援助サービスである「ういずサービス」の充実を図っていきます。

イラストまたは写真



3 災害に強い地域づくり

－ 災害時に備えた日頃からの取組み －

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓により、日頃から災害への備えを念頭に置いて、要援護者の見守りや支援を行うことができる地域づくりを進めていくことの大切さが明らかになりました。地域防災組織等が行っている見守り活動や防災訓練等の活動の活性化を図ったり、災害ボランティアリーダーを育成することで、地域の防災力の向上を図ります。また、地域の防災活動や福祉活動の連携を図ることで、助け合いの精神や顔の見える関係を醸成して、いざというときに実際に活動できる防災福祉コミュニティづくりを推進していきます。

イラストまたは写真



2 取組みの体系

1 地域で支えあう — 社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、人材育成の充実 —	
(1) 拠点を活かした活動	①サロン活動
	②コミュニティカフェ（常設型サロン） — 多機能型活動拠点 —
(2) ネットワークを活かした活動	住民相互の見守り・支えあい活動
(3) 地域人材の発掘・育成	地域住民の活動参加のきっかけづくり

2 地域で安心して暮らす — 生活と権利を守る —	
(1) 地域福祉権利擁護事業	地域福祉権利擁護事業の利用支援
(2) 成年後見制度利用促進に向けての 取組み	成年後見制度の利用支援
(3) ういずサービス	ういずサービスの充実

3 災害に強い地域づくり — 災害時に備えた日頃からの取組み —	
(1) 防災福祉コミュニティ	①防災福祉コミュニティの推進
	②災害ボランティアリーダーの育成



第2章 活動の展開

取組みの視点 1

地域で支えあう

— 社会的孤立や虐待を防止する居場所とネットワーク、人材育成の充実 —

(1) 拠点を活かした活動

① サロン活動

【現 状】

サロン活動とは、町会会館や市民センター等の拠点を活用して、誰でも気軽に参加できる居場所を住民自らが開設する活動です。高齢者や子育て中の親子、障がい者等に外出や人とのふれあいの機会を提供するとともに、緩やかな見守りや相談を行う機能を果たしています。

●活動団体数・参加者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
活動団体数	87 団体	94 団体	100 団体
高齢者サロン	75 団体	81 団体	86 団体
子育てサロン	12 団体	13 団体	14 団体
参加者数	33,254 人	44,481 人	44,898 人

※活動団体数・参加者数は社協が支援している団体の数値

●活動の効果

地域の声

- ・ サロン活動で住民の交流が以前より盛んになった気がする
- ・ 日頃あいさつを交わすようになった
- ・ ちょっと気になる方をさりげなく見守るようにみんなで話している
- ・ 身近なところで、勉強や情報を得ることができるようになった

参加者の声

- ・月1回だけ出掛けるのが楽しみになり、友達も増えた
- ・健康のことに気を遣うようになった
- ・お母さん助けて詐欺（振り込め詐欺）とか、ダマされないコツがわかった
- ・福祉の専門家と知り合いになれば、身近で相談しやすくなった
- ・子育て中の友達ができ、悩み等分かち合えるようになってよかった
- ・地域の子育て先輩からのアドバイスも助かります

【今後の展開】

地域におけるサロン活動団体数をさらに増やしていくとともに、各サロンにおける活動内容の充実を図ります。サロンに参加する人や活動を支える人を掘り起こして、活動の輪をさらに広げていきます。

●行動目標

項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
サロン数の拡充	市域 130 か所 （新規 20 か所）	市域 145 か所 （新規 15 か所）
参加者の掘り起こし	参加者 56,160 人	参加者 62,640 人

●目標達成に向けた取組み

- ・広報活動の強化
- ・サロン連絡会の継続開催
- ・運営スタッフの研修

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none">・サロンを立ち上げる・運営スタッフとして活躍する・地域の方々をロコミでお誘いする・気になる方がいたら、社協や専門機関へ連絡する・地域での広報活動を行う・連絡会や研修に参加する	<ul style="list-style-type: none">・立ち上げを支援する・助成金を交付する・サロン連絡会を開催する・研修を企画し実施する・市域での広報活動を行う



②コミュニティカフェ（常設型サロン） — 多機能型活動拠点 —

【現 状】

コミュニティカフェとは、地域住民のだれもが気軽に立ち寄ってお茶を飲みながら交流を図ることができる憩いの場です。地域福祉活動の拠点としての機能を果たしているところもあります。市内では、自治会が運営主体となり、住民が交替でお世話役をしている常設型サロンや相談機関に併設されたカフェが注目を集めています。

●事例

・横川町住宅わいわいサロン

日曜日を除き毎日2時間、団地内商店街の一角を自治会が借りてサロン（喫茶）を開催している。地域住民の交流の場を提供し、緩やかな見守り機能を果たしている。

・ふらっとカフェ（八王子市シルバーふらっと相談室館ヶ丘併設）

誰でも立ち寄れるカフェを高齢者の相談機関に併設している。地域のボランティアがカフェの運営を担っている。また、日常生活上の心配や困りごと等の相談に関してシルバー交番の専門員のフォローを最大限に活用することで、地域の見守り機能を強化している。

【今後の展開】

既存のサロンを常設化したり、新たに確保した地域福祉推進拠点において常設型サロンを立ち上げることで設置数の拡大を図ります。また、活動を支えるスタッフを発掘・育成し、地域住民が自ら運営し、いつでも集える場、つながりを育む場、懇談や学習活動の拠点等として展開していきます。

また、社協のコミュニティソーシャルワーカーが運営を支援し、活動の充実を図ります。

●行動目標

項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
コミュニティカフェの設置	市域5か所 （新規）	市域15か所 （新規10か所）



●目標達成に向けた取組み

- ・拠点とスタッフの確保
- ・運営費の確保
- ・広報活動
- ・地域の様々な組織・団体（町会・自治会、福祉関係機関等）との連携
- ・懇談や会議、学習の場としての活用

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ運営スタッフとして参加する ・特技や趣味を活かして参加する ・お客様をもてなす ・住民同士のつながりを育む ・様々な地域情報を持ち込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点を確保する ・運営費を一部負担する ・運営企画を支援する ・様々な相談を受ける ・地域にある社会資源をつなぐ ・地域課題へアプローチする

●目指すコミュニティカフェのイメージと期待される効果

イメージ

- ・誰でも気軽に立ち寄れるほっと一息できるたまり場
- ・人と人との出会いの場（世代間交流の場）
- ・地域住民が特技や趣味等を発表できる場
- ・介護者家族等の息抜きの場
- ・地域活動の拠点として学習や懇談の場
- ・障がい者施設等の施設授産品の展示・販売の場

期待される効果

- ・人と人との出会いと交流を生み出し、つながり（ネットワーク）を育む
- ・シニア世代の地域参加への機会が広がる
- ・地域ニーズに密着した活動を展開できる
- ・障がい者等への理解と販売効果により就労支援につながる
- ・イベント等を通じて、世代間交流にもつながる



(2) ネットワークを活かした活動

①住民相互の見守り・支えあい活動

【現 状】

住民相互の見守り・支えあい活動は、地域で発生する様々な困りごとやちょっとした用事を、地域住民自らの手で解決しようという活動です。ごみ出しや電球のとり替え、買い物の代行、通院の付き添い、子育て支援等、“地域の助け合い”の精神を大切にしながら運営を行っています。

●事例

・片倉台福祉ネットワーク

(活動内容：支えあい活動)

自治会員相互の支えあい活動を実施している。市内で先駆的な取り組みとして他の地区に広がった。サービス利用を通じた見守りや地域課題の発見に努めている。

・中野甲和会さくらんぼの会

(活動内容：災害時要援護者支援・支えあい活動)

要援護者の支援体制づくりを行うとともに、近所の支援を希望する高齢者の見守りや外出の誘いを実施している。

・めじろ台安心ネット

(活動内容：救急医療情報キットの配布や無料医療福祉相談会等の開催)

救急医療情報キットの配布時の声掛けやサロン活動を通じて見守り活動に取り組んでいる。また、地域の医師や企業と連携し、定期的に無料の医療福祉相談会も開催している。

・横川町住宅おたすけ隊

(活動内容：支えあい活動)

住宅内で発生した孤独死をきっかけに、住民同士がお互いに助け合い、励まし合いながらコミュニケーションをとり、いつまでも健康で安心・安全な生活を営めるように支えあい活動を立ち上げ、実施している。



●活動の効果

- ・住民同士の関係性が深まる
- ・ちょっと気になる方を、地域ぐるみで見守ることができる
- ・住民同士で気遣う意識が生まれる
- ・支えあう意識から、地域の防犯や防災に対する意識も高まる
- ・困りごとを身近なところで相談できる
- ・個人の技術や趣味を生かして地域に貢献できる

【今後の展開】

市内で行われている先進的な見守り・支えあい活動を他の地域にも広く紹介し、新たな地域における活動の立ち上げを支援することで、より多くの地域で見守り・支えあい活動が展開されるように促していきます。

●行動目標

項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
住民相互の支えあい活動の拡充	市域 18 か所 (新規 8 か所)	市域 22 か所 (新規 4 か所)

●目標達成に向けた取組み

- ・地域ニーズに立脚した学習会の開催
- ・コーディネーター等担い手の育成
- ・情報交換会の継続開催

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する学習会等を開催する ・アンケート調査で住民意識を調べる ・他地域の取組みを見学する ・ボランティアとして参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会・自治会等へ見守り・支えあい活動の必要性を働きかける ・学習会や調査の支援を行う ・他地域の情報提供を行う ・ボランティア活動やコーディネータ技法等研修を提供する ・団体の情報交換の場を設定する



－「日常生活圏域でのネットワーク」－

サロン活動や見守り・支えあい活動は、主に町会・自治会や町の範囲での「小地域」における活動となっています。このような「小地域」での実践活動が、将来にわたって持続・発展しつづけることが、「誰もが安心とゆとりの中で住み続けられるまち」の実現につながります。

この基盤となる「小地域」での活動は、地域に密着しているからこそ即応性や柔軟性を発揮できる一方で、どうしても活動中、「小地域」の中だけでは行き詰まり、解決しきれない悩みも出てきます。

例えば、「お一人で暮らしている家に閉じこもりがちな高齢者の方に、サロンに来てほしいけれど、なかなか参加してくれない」「要介護者や障がい者の方が暮らしていて、災害時等お互いに助け合わねば、と思って気にはしているが、積極的に地域と関わろうとしてくれない」等…。

比較的どの地域にも共通している活動上の悩み等は、同種の団体同士が集まりアイデアを出し合うことで解決されることがしばしばあります。さらに、地域の町会・自治会や老人クラブ、その他地域に関わる団体も加わると、また違った角度からアイデアが出て、より効果的な解決策に結びついたりもします。

このように、地域の中で何らかの課題や悩み等を共有し、適宜集まり相談できるつながりを築く、このような地域の「ネットワーク」は、私たちがより良く暮らしていくために必要なことです。

本計画における「ネットワーク」は、「小地域」での活動を基盤に「日常生活圏域（高齢者あんしん相談センター15エリア）」での、懇談や情報交換会、勉強会等を通じて活動団体、町会・自治会等の住民同士のつながり（ネットワーク）を築くことに重点を置き、そこでの成果をそれぞれが「小地域」へフィードバックし、新たな活動の立ち上げや活性化に結び付ける仕組みとして位置づけます。

地域のネットワークは、地域の皆様と福祉の専門機関が一緒になって活動できる場として、社協のコミュニティソーシャルワーカーが働きかけを行っていきます。



(3) 地域人材の発掘・育成

①地域住民の活動参加のきっかけづくり

【現 状】

地域住民の活動参加を促進するために、ボランティア講座や学習の場づくりを行っています。テーマ型講座（傾聴ボランティア講座、精神保健福祉ボランティア講座等）、地域密着型講座（出前講座、地域における支えあいに関する講座）、体験型講座（車いす等体験学習）を実施しています。

●ボランティア講座の開催状況

分類	講 座
テ ー マ 型	傾聴ボランティア講座 年3回1日（基本編）、年1回4日（スキルアップ編）、年1回1日（ケア編） 対象：市民 内容：・傾聴とは何か ・ロールプレイング ・施設実習
	精神保健福祉ボランティア講座 年2回各6日 対象：市民 内容：・精神疾患の内容（医師） ・精神障がい者への福祉施策の内容 ・当事者との懇談 ・施設実習ほか
	夏体験ボランティア活動 年1回 7～8月（夏休み期間） 対象：八王子市内でボランティアのできる中学生～概ね30歳までの方 内容：・市内施設（高齢者・保育・障がい等）で3日間以上活動
	高齢社会に生きるボランティア講座 年1回 対象：市民 内容：・地域（高齢社会）の状況 ・ボランティアのあり方等
	災害ボランティアリーダー研修 年5回 対象：市民（助成金利用者） 内容：・災害ボランティアセンターの運営訓練 ・運営ロールプレイング ・視察



分類	講座
地域密着型	<p>出前講座（制度説明や参加促進）</p> <p>随時</p> <p>対象：地域住民</p> <p>内容：・地域福祉権利擁護事業 ・成年後見制度 ・ういずサービス ・ボランティア活動</p>
	<p>地域における支えあいに関する講座</p> <p>随時</p> <p>対象：地域住民</p> <p>内容：・地域福祉に関すること ・高齢化や社会的孤立に関すること ・支えあい団体活動実践報告</p>
体験型	<p>車いす等体験学習</p> <p>随時</p> <p>対象：・児童 ・生徒 ・学生 ・地域住民</p> <p>内容：・車いす体験 ・高齢者疑似体験 ・ブラインド体験 ・点字体験 ・障がい当事者の講話</p>

●活動の効果

学習をきっかけに・・・

- ・暮らしの中にある悩みや地域課題を共に考える機会となります
- ・同じ地域に暮らす者同士、連帯意識を育むきっかけにもなります
- ・自分たちのまちを自分たちでより良くする意欲が生まれます

イラストまたは写真



【今後の展開】

地域ニーズにあった内容で、地域に密着した講座を充実します。開催場所や日時等参加しやすさへの配慮や講座の種類・内容の充実を図るとともに、意欲はあっても実際の活動に結びついていない人の参加を促すために、周知啓発に力を入れていきます。

また、受講後のフォローアップの充実や活動メニューの開拓を図り、受講が実際の活動に結びつくよう配慮します。

地域活動の核となる人材を増やすために、ボランティアリーダーの発掘・育成にも力を入れていきます。

●行動目標

項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
「小地域」における地域支えあい活動等講座の開催 （立ち上げ支援）	市域 18 回	市域 22 回
「日常生活圏域（15 エリア）」におけるフォローアップ学習会等の開催 （活動活性化支援）	5 圏域で年 1 回ずつ （15 回）	15 圏域で年 1 回ずつ （30 回）
「日常生活圏域（15 エリア）」におけるコーディネーター等リーダー講座の開催	15 圏域で各 1 回ずつ	
	5 回	10 回

●目標達成に向けた取組み

- ・活動に関する情報提供の充実
- ・参加への「きっかけ」の場づくり
- ・地域課題等に対応するボランティアリーダーの発掘・育成（コーディネーター育成）

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・講座等を受講する ・受講後の地域活動に参加する ・講座の企画・運営に参加する ・ボランティアリーダーとして活動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等の周知啓発を行う ・講座の企画・運営を行う ・受講が地域活動に結びつくようフォローアップや活動メニューを開拓する ・ボランティアリーダーを発掘・育成する



取組みの視点 2

地域で安心して暮らす — 生活と権利を守る —

(1) 地域福祉権利擁護事業

①地域福祉権利擁護事業の利用支援

【現 状】

地域福祉権利擁護事業は、物忘れ等の認知症の症状や知的障がい、精神障がい等により、自分の判断で必要な福祉サービスを適切に選択・利用することが難しい方が、地域で安心して暮らしていけるための事業です。

福祉サービスの情報提供や利用の際の手続き等の支援、日常的な金銭管理（公共料金や家賃等の支払い支援）を行います。

この事業では、社協の職員と共に地域住民が「生活支援員」として利用者の方をサポートし、市民同士の共助の精神が生かされています。

●地域福祉権利擁護事業の契約数と生活支援員数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
契約（利用）者数	78 人	90 人	96 人
生活支援員数	38 人	30 人	39 人

平成 25 年 4 月より、地域に暮らす認知症高齢者や障がいの者の権利擁護の推進のため、事業の充実と利用しやすい窓口を目指し、「成年後見・あんしんサポートセンター 八王子」を開設しました。



●事業の効果

- ・契約（利用）者が、安心してサービス利用や金銭管理を可能とします。
- ・事業の利用を通じて契約（利用）者をさりげなく見守ることができます。
- ・生活支援員として地域住民が参加し、地域の支えあいの輪を広げています。

事例

- ・在宅でお一人暮らしをしている高齢の方が、物忘れがひどく通帳や印鑑の紛失、また銀行に一人で行くことが難しい等困っていたところ、地域福祉権利擁護事業を利用し、定期的な生活支援員の訪問活動で、安心して生活できるようになりました。

【今後の展開】

社会の高齢化の進行により、福祉サービスの利用支援を必要とする方の増加は見込まれ、高齢者等が地域で安心して暮らしていくためにも、本事業の周知を強化し、事業の利用促進を図る必要があります。同時に、契約（利用）者をサポートする住民－生活支援員の拡充も必要となります。

さらに、契約（利用）者の判断能力の低下と状況を確認しながら、成年後見制度への移行を円滑に進め、地域で安心して生活できるよう支援します。

●地域福祉権利擁護事業から成年後見制度へ移行した人数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
移行者数	4 人	2 人	5 人

●行動目標

項目	3 年後（平成 28 年度）	5 年後（平成 30 年度）
契約（利用）者数	120 人	150 人
生活支援員数	50 人	60 人



●目標達成に向けた取組み

- ・事業周知のための広報活動の強化
- ・講演会、勉強会の開催や出前講座の実施
- ・生活支援員の採用及び研修

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・気になる方がいたら、社協や専門機関へ連絡する ・権利擁護に関する講座等に参加する ・生活支援員として活動する 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座等を開催する ・契約（利用）者へのサポートを充実する ・生活支援員研修を実施する ・生活支援員の活動をサポートする

（２）成年後見制度利用促進に向けた取組み

①成年後見制度の利用支援

【現 状】

社協では、平成 20 年度より成年後見活用あんしん生活創造事業を開始し、認知症高齢者や知的障がい者等が、判断能力の低下により財産管理や日常生活を営むことが困難となっても、地域で安心して生活できるよう成年後見制度の活用を推進しています。平成 22 年度に市民後見人の養成を行い、平成 24 年度より市民後見人が成年後見を受任し、法人後見監督業務も行っています。

●成年後見制度に関する初回相談件数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
高齢者	196 件	202 件	299 件
知的障がい者	24 件	27 件	30 件
精神障がい者	23 件	34 件	43 件
その他	11 件	19 件	21 件
合計	254 件	282 件	393 件



●市民後見人の登録者及び受任数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市民後見人登録者数	10 人	9 人	9 人
市民後見人受任者数	0 人	0 人	4 人

●事業の効果

- ・地域福祉権利擁護事業と連携して、早期に異変の発見が可能となります。
- ・被後見人等が、地域の中で安心して暮らすことができます。
- ・市民後見人の養成を通じて、地域の人材を活かせます。

事例

- ・地域福祉権利擁護事業を利用していた認知症高齢者が、判断能力の低下がすすみ、在宅で一人暮らしができなくなりました。やむなく施設で暮らすことになり、成年後見制度を利用し、市民後見人がこの方の成年後見を受任しています。

【今後の展開】

地域福祉権利擁護事業と同様に、成年後見制度についても、講演会や学習会、出前講座を通じて、広く住民に周知を図り、理解を広めていきます。また、支援が必要な方への相談業務を拡充していきます。

さらに市民後見人の養成について、公募で広く住民へ呼び掛け、住民参加を促進します。

●行動目標

項目	3年後（平成 28 年度）	5年後（平成 30 年度）
市民後見人登録者数	15 人	20 人
市民後見人受任者数	制度利用する方の人数に応じて、上記登録者の中から順次受任数を拡大していきます。	



●目標達成に向けた取組み

- ・事業周知のための広報活動の強化
- ・講演会、勉強会の開催や出前講座の実施
- ・市民後見人養成講座の開催
- ・市民後見人のフォローアップの充実

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・気になる方がいたら、社協や専門機関へ連絡する ・講演会等に参加し、制度の理解を深める ・市民後見人養成講座に参加する ・市民後見人として後見業務を受任する 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進のため周知活動を強化する ・講演会や学習会を充実する ・市民後見人を育成、支援を行う ・法人後見監督を行い、適正な後見業務支援を行う

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度について

地域福祉権利擁護事業は、利用者との契約により、福祉サービスの利用手続きや日常生活の金銭管理等をお手伝いする事業です。一方、成年後見制度は、認知症・知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や契約等を支援する仕組みです。

	地域福祉権利擁護事業	成年後見制度
対象	判断能力の不十分な方 (契約できる程度)	判断能力の低下した方
援助者	生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人、 任意後見人
相談窓口	社協	社協、家庭裁判所、弁護士、 司法書士、社会福祉士等



(3) ういずサービス

①ういずサービスの充実

【現 状】

ういずサービスは、“住み慣れた地域で安心して暮らせるように”をキャッチフレーズに、住民の協力により有料で行う在宅福祉サービスです。サービスを利用したい人（利用会員）、サービスを提供したい人（協力会員）がともに会費を支払って登録し、利用会員から協力依頼があった場合にはコーディネーターが調整を図って、サービスを提供できる協力会員につなぎます。利用会員は利用した時間に応じて利用料金を支払い、これが協力会員の謝礼となります。

近年は利用会員数・協力会員数ともに増加しており、平成 24 年度では、利用会員数は 225 人、協力会員数は 247 人となっています。年間利用（活動）時間数も伸びており、平成 24 年度には 17,414 時間となっています。

●ういずサービス会員数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用会員数（年度末）	186 人	202 人	225 人
協力会員数（年度末）	230 人	234 人	247 人

●年間利用（活動）時間数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年間利用（活動）時間	15,608 時間	14,668 時間	17,414 時間

●事業の効果

- ・住民が抱える問題を、地域の住民が支え、助け合いの輪が広がります。
- ・利用会員が安価でサービスを利用でき、生活面での負担が軽減されます。
- ・協力会員として地域福祉活動に参加することで生きがいや満足感が得られます。



事例

- ・息子夫婦と同居する高齢の方。日中は一人になり、息子夫婦がもどるまで一人であることも多く、引きこもりがちに。また、腰の具合も悪く特に掃除に困っていて、なかなか忙しい息子にも相談できず困っていたところ、友人から「ういずサービス」を紹介され、2週に1回協力会員が訪問することになった。家事はもちろん助かるが、話相手ができる、生活の張りが出てきた。

【今後の展開】

高齢化の進行等によるニーズの高まりもあって、利用会員、利用（活動）時間は今後増加するものと見込まれると同時に、多様化するニーズに対応するためにサービス内容の一層の充実を図っていきます。サービス提供体制の安定化に向けて、協力会員の増加を図るとともに、会員への支援・指導を強化して適切なサービスが提供されるように配慮していきます。

●行動目標

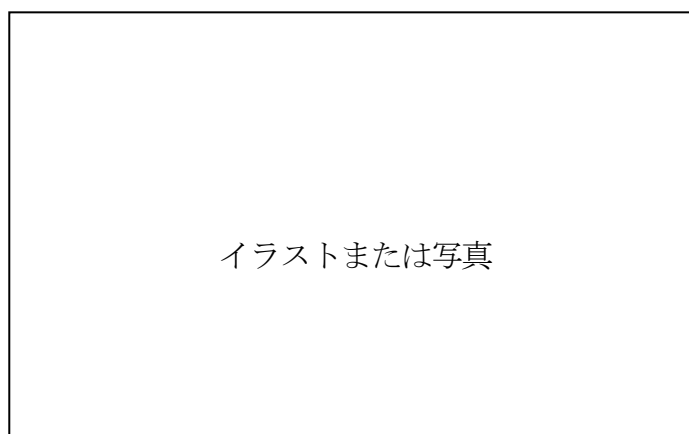
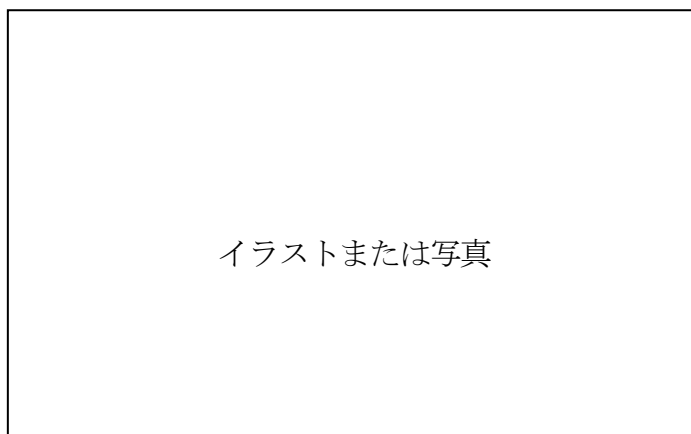
項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
利用会員数	285人	325人
協力会員数	270人	300人
利用（活動）時間数	20,900時間	21,800時間

●目標達成に向けた取組み

- ・サービス内容の拡充についての検討
- ・利用の拡大を図るための広報活動の強化
- ・協力会員確保のための人材の発掘・育成
- ・サービスの質の向上を図るための協力会員への支援・指導の強化



地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてサービスを利用する ・協力会員となって、サービスを提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の拡充を検討する ・周知のための広報活動をする ・協力会員の確保のための人材の発掘育成を行う ・協力会員への支援・指導を行う



取組みの視点3

災害に強い地域づくり

— 災害時に備えた日頃からの取組み —

(1) 防災福祉コミュニティ

①防災福祉コミュニティの推進

【現 状】

八王子市では、地域において多数の自主防災組織が活動を行っており、防災訓練等が行われています。東日本大震災の教訓から、平常時からの地域での見守りの取組みが、災害発生時に要援護者の安否確認等に大きく役立つことが明らかになっており、防災と福祉を結び付けた取組みの重要性が高まっています。民生委員・児童委員協議会が行う、災害時一人も見逃さない運動等、福祉活動と一体的に進められている活動例等もあります。

また、地域では平常時の見守りと災害時の支援を結び付けた支えあいの取組みもはじまっています。

●事例

・震災時の支援、平常時の見守り活動（支えあいネットワーク事業）

（長房西団地）

長房西団地では、二つの連合自治会が主催し、民生委員・児童委員協議会、社協、高齢者あんしん相談センター長房、シルバー見守り相談室長房等が共催して「震災時の支援、平常時の見守り活動を考える学習会」を開催してきました。この学習会での検討をもとに、平成25年10月には、支えあいネットワーク事業がスタートしています。

この事業は、災害時の安否確認の希望者を手上げ方式で募り、自治会役員等からなる協力員が、平常時の緩やか見守りと、災害時の安否確認を行うものです。個人情報の取り扱い等、きちんとルールを定めることで、信頼性のある取組みとなっています。



●活動の効果

- ・日頃から防災活動に取り組むことで、災害時に被害を最小限に留められる。
- ・防災と福祉を結び付けることで、平常時の見守りと災害時の助け合いを円滑に行うことができる。また、日頃から地域での顔の見える関係づくりにつながる。

【今後の展開】

防災と福祉が強い関係性を持っていることから、防災と福祉を結び付けた取組みがより多くの地域で実施されるように、先進的な取組みの紹介や、立ち上げ、活動の支援を行っていきます。

●行動目標

項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
防災と福祉活動の展開	サロン活動や見守り・支えあい活動等、地域の福祉活動の中に防災の視点を組み入れ展開します。	

●目標達成に向けた取組み

- ・地域の自主防災組織と福祉活動の連携、支援
- ・先駆的事例の紹介

地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none">・防災活動と福祉活動の関係について学ぶ・災害時の要援護者支援について検討する・災害時の要援護者（地域の乳幼児、高齢者、障がい者等）をさりげなく見守る・防災と福祉を結び付けた訓練を行う	<ul style="list-style-type: none">・学習や訓練の場を設ける・地域の事例を紹介する・啓発活動を行う



②災害ボランティアリーダーの育成

【現 状】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、地域では共助の大切さをあらためて感じ、災害に備えた取組みが活発になっています。

一方、災害発生時に被災地に集まるボランティアが、被災地のニーズに合った活動に取組めるようにするためには、マッチングを行うコーディネーターが必要です。

社協は、平成 18 年 9 月に八王子市と「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結し、災害ボランティアセンターの設置及び運営を行うこととなっています。また、この協定では、平常時よりボランティアの養成を行い、非常時に備えた体制作りの整備も合わせて規定されています。

そこで、平常時の取組みとして、社協は、平成 20 年 3 月「八王子市災害時ボランティア支援センター活動マニュアル」を策定し、災害ボランティアセンターを市民参加で運営できるよう、災害時支援ボランティアコーディネーターの養成を始め、当初 50 名が登録しました。現在は名称を「災害ボランティアリーダー」と改め、災害時における体制づくりを行っています。

●災害ボランティアリーダー登録者数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
災害ボランティア リーダー登録者数	47 人	47 人	46 人

●災害ボランティアリーダー養成研修会の開催状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
災害ボランティア センター運営訓練 (市防災訓練)	1 回	1 回	1 回
研修・講演	—	・東日本大震災災害 ボランティアセ ンター活動報告 ・災害対応ゲーム クロスロード	・災害ボランティ ア講演会 「いざ、その時、 わたしたちは！」



●活動の効果

- ・災害ボランティアセンターを円滑に運営することができる
 - ・災害時に支援に入る多くのボランティアへ、きめ細かな指導・助言等ができる
 - ・地域状況を把握していることから、適切な支援活動に結び付けられる
 - ・日常的に地域でコーディネートを行える人材を発掘・育成に結びつく

【今後の展開】

現在登録しているリーダーの資質をさらに高めること、さらに登録者を増やすことを目的に、引き続き災害ボランテリーダー養成の研修会を実施します。また、現在の災害ボランティアリーダーは、地域ごとに班分けをして緊急連絡体制を整えていることから、この班を日常生活圏域へと再編成し、活動体制の強化を図ります。

●行動目標

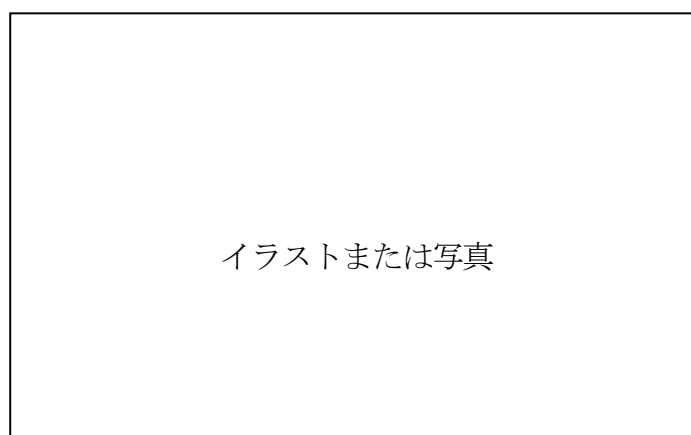
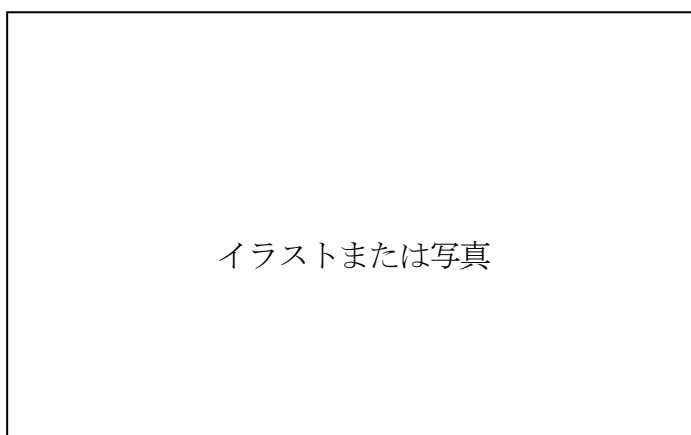
項目	3年後（平成28年度）	5年後（平成30年度）
災害ボランティアリーダーの登録者数	120人 (新規20人)	140人 (新規20人)
災害ボランティアセンター運営訓練	各年1回実施	
災害ボランティアセンター運営や被災者支援に関する講座等（資質向上研修）	各年2回実施	
災害ボランティアセンターに関する講座等（新規登録研修）	各年1回実施	

●目標達成に向けた取組み

- ・訓練や講座についての周知啓発
- ・地域の防災組織等との協力体制の構築
- ・災害支援経験者等による講師の育成
- ・災害支援に取り組む広域機関との連携



地域（住民）の関わり	社協の役わり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座や訓練に参加する ・ 災害ボランティアについて理解する ・ 災害ボランティアリーダーとして登録する ・ 災害ボランティアリーダーとしてコーディネーション力を高める ・ 災害ボランティアセンターの運営スタッフとして活動する ・ 市域や近隣での災害の際、支援活動を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練や講座を企画運営する ・ 訓練や講座の周知啓発を行う ・ 災害ボランティアセンター運営に必要な資機材等の確保を行う ・ 災害ボランティアセンター運営に必要なマニュアルを整備する ・ 住民が他地域の災害支援に入りやすいような仕組みを検討する



第 2 部

社協発展・強化計画

第1章 経営理念・組織運営方針・目標

1 経営理念

経営理念は、次のとおりとします。

- 住民参加・協働による福祉社会の実現
- 地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- 地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- 地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

2 組織運営方針

組織運営は、次のとおりとします。

- 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。
- 事業の展開にあたって、住民参加を徹底します。
- 事業の効果測定やコスト把握等の事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行います。
- すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を順守します。



3 目標・重点取組み

(1) 目標

地域とつながる社協

地域福祉活動のコーディネートを中心に、職員自らが地域に出ていき地域住民とのつながりを重視する地域密着型社協を目指します。事務局体制の見直しや地域福祉推進拠点の運営、職員の人材育成、関係団体・組織・機関とのネットワークの充実を図ることで、地域との密接なつながりを構築し、つながりを活かした地域福祉の推進を図っていきます。

(2) 重点取組み

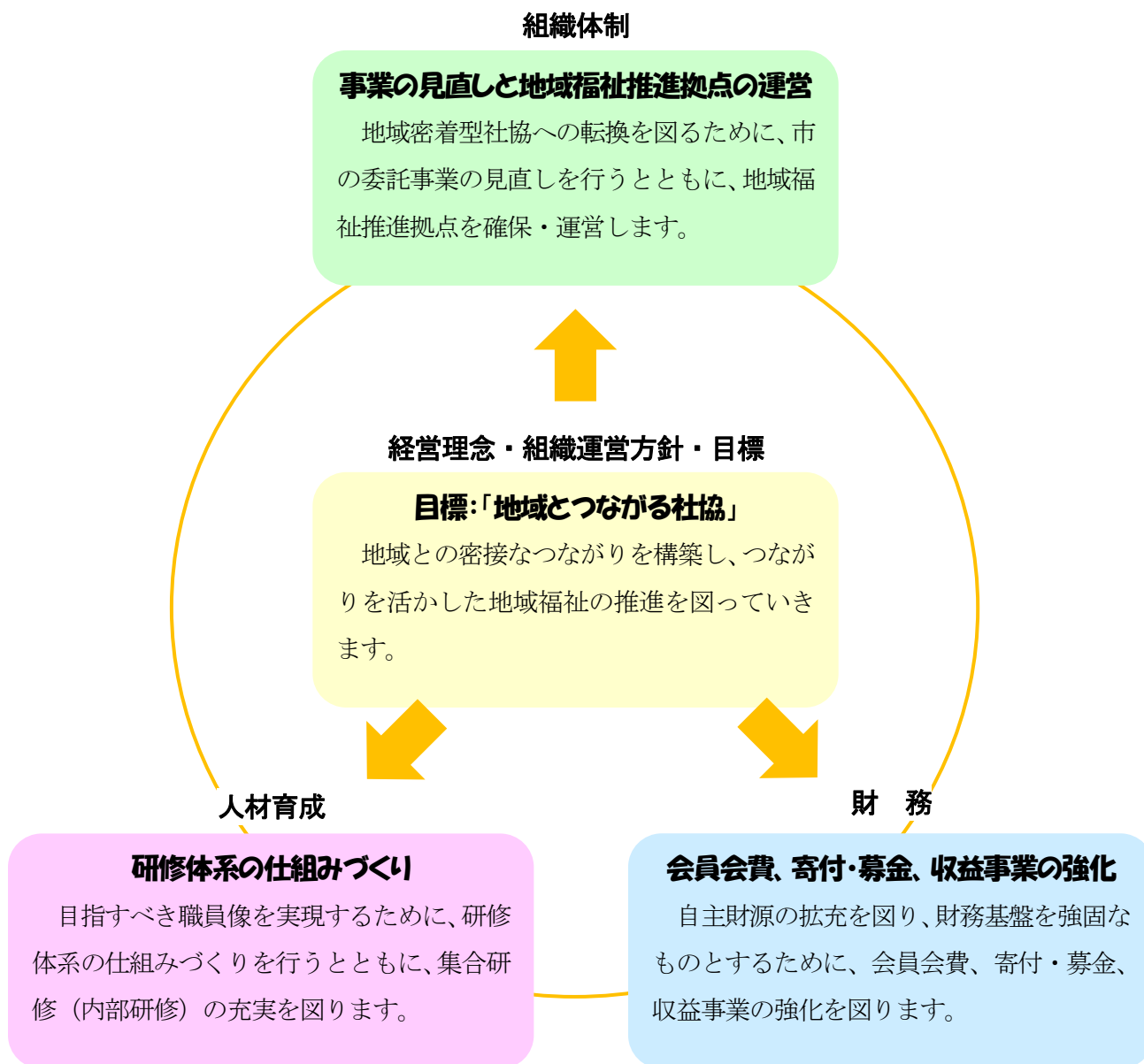
①社協が地域と一緒に問題解決できる体制づくり

②日常生活圏域における地域福祉推進拠点の運営

イラストまたは写真



社協発展・強化計画イメージ図



第2章 組織体制

1 会員制度

【現 状】

社協では、会員制度を“地域福祉の主体（主役）である住民”と、“地域福祉を推進する社協”が、一体となって福祉コミュニティづくりを行う上で欠かせない仕組みとして位置づけています。

会員とは、社会福祉事業に賛同し、地域福祉活動を財政面で支えてくださる住民を言います。また、会員になることにより、「地域福祉」を自らの活動として受け止め、その活動に参加しているという意味も持っています。

平成 24 年度に事務局内に「会員会費のあり方検討会」を設置し、会員拡充の取組みを検討し、町会・自治会への協力依頼を強化し、拡充に努めています。

●会員数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会員数	21,294 人	21,202 人	21,820 人

【今後の方針】

引き続き「会員会費のあり方検討会」の継続や会員区分の見直し等を検討し、会員拡充に取り組めます。

※会員拡充は、社協の自主財源の確保と密接に関係しているため、「今後の方針」については第4章「財務基盤」において記載しています。

2 事務局体制

【現 状】

第1次計画では、「地域密着型の総合的・包括的な支援体制の確立」を重点的な取組みとし、「事務局体制の改編及び現行事業の見直し」、「コミュニティソーシャルワーカーの任命」、「地域福祉活動推進員の配置」を行動計画として掲げました。

「コミュニティソーシャルワーカーの任命」（地域圏別の担当制の導入）については、正規職員を6つの圏域に配置しましたが、その他2つの行動計画については進行途上となっており、地域密着型の支援体制を十分に確立するには至りませんでした。



【今後の方針】

「地域密着型の総合的・包括的な支援体制の確立」は、第1次計画では取組みが十分とはいえませんでした。新規事業の着手や既存事業の拡充に伴い事務局体制の強化を図るとともに、引き続き地域福祉活動推進員の配置の重要性は変わらないことから、これまでの取組みを検証し、課題解決を図って体制の充実に努めます。

さらに地域密着型の支援体制において、圏域内に福祉活動の推進拠点を置くことが、活動の活性化、住民による福祉ネットワーク化を図るうえで、重要であると捉えており、本計画では、新たに日常生活圏域における地域福祉推進拠点の確保・運営に努めます。

(1) 地域密着型の推進体制の確立

①事務局体制と既存事業の見直し

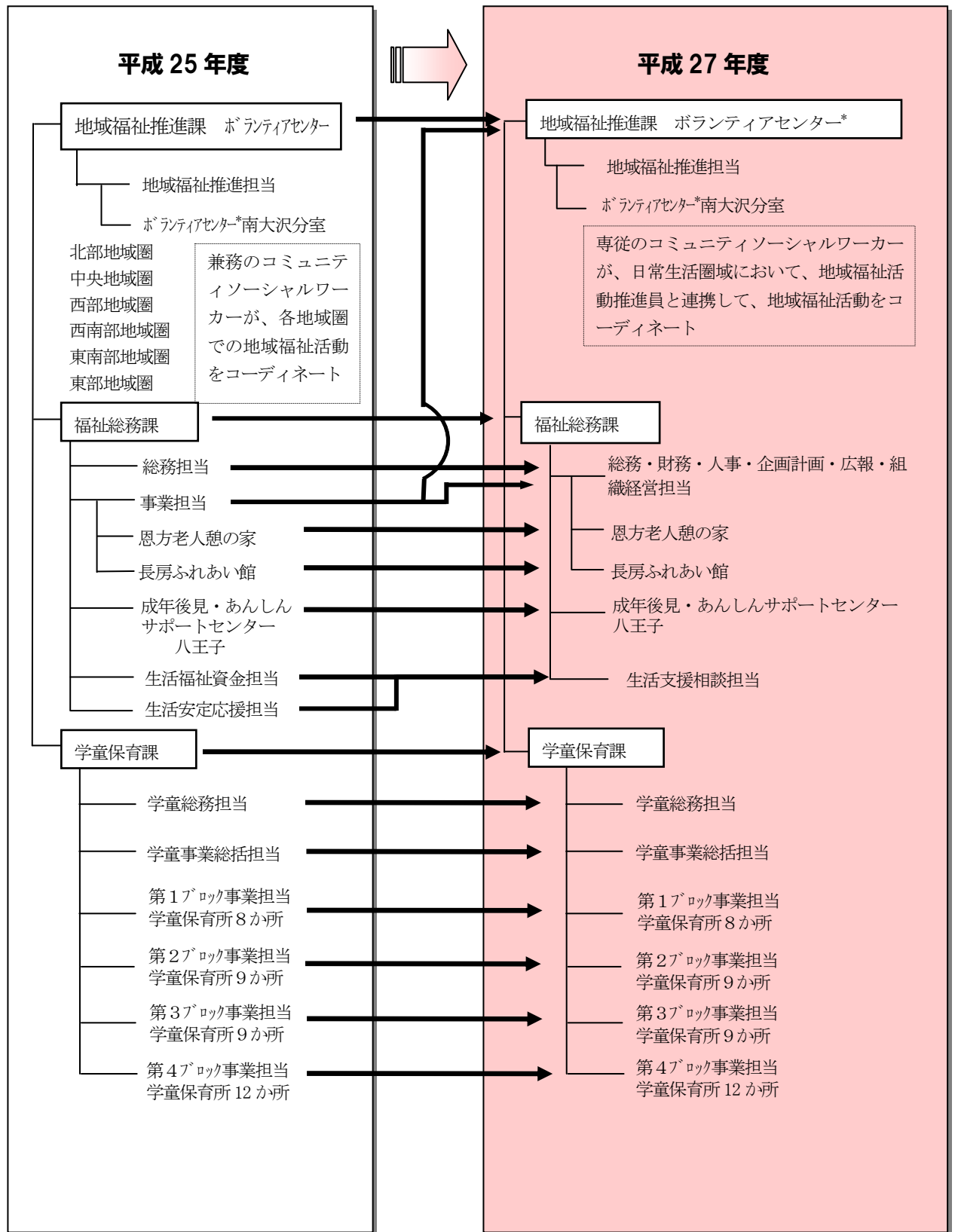
第1次計画の考え方を継続し、事務局体制（次ページ）を基本に検討を行います。既存事業の見直しに関しては、市からの委託事業について、担当所管との具体的な調整・協議を継続していきます。また自主事業の見直しも行うことで、地域福祉活動に専念する人材の確保に努め、コミュニティソーシャルワーカーの専従化を図ります。

●行動計画

No.	行動内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成30年度
	事務局体制の見直し	これまでの検証、 具体的内容の検討	実施	→
	既存事業の見直し	・市からの委託事業は担当所管との調整・協議 ・自主事業の見直し	実施	→
	コミュニティソーシャルワーカーの専従化	具体的内容の検討、モデル拠点での試行	実施	→



【事務局体制】



(2) 地域福祉推進拠点の運営

①地域福祉推進拠点の確保

公共施設を中心に、社協への寄贈物件等の活用も含め、15ある高齢者あんしん相談センターの日常生活圏域ごとに地域福祉推進拠点の確保に努めます。平成26年度にモデル拠点を立ち上げ、次年度以降その成果を活かして他圏域にも拡大していきます。

●行動計画

No.	行動内容	平成26年度	平成27年度 ～ 平成28年度	平成29年度 ～ 平成30年度
	地域福祉推進拠点の確保	モデル拠点の立上げ	市域5か所 (新規4か所)	市域15か所 (新規10か所)

②地域福祉推進拠点の運営

地域福祉推進拠点は、コミュニティソーシャルワーカー等による各種相談の場、地域福祉活動推進員との連絡調整の場、町会・自治会、関係機関等の関係づくりの場（住民による福祉ネットワークづくりの場）として捉えるとともに、住民の活動拠点—福祉学習・懇談の場、コミュニティカフェ（常設型サロン）等の場、としても捉えています。

地域福祉推進拠点の運営にあたっては、できるだけ地域の社会資源を活かし、その地域の人材や関係団体・組織・機関と連携し、コミュニティソーシャルワーカーが全体のコーディネートを行います。

●行動計画

No.	行動内容	平成26年度	平成27年度 ～ 平成28年度	平成29年度 ～ 平成30年度
	地域福祉推進拠点の運営	モデル拠点の運営と拡充に向けた検討	市域5か所 (新規4か所)	市域15か所 (新規10か所)



③地域福祉活動推進員の配置

地域の福祉課題等の解決に向けて活動できる地域福祉活動推進員を地域福祉推進拠点に配置します。

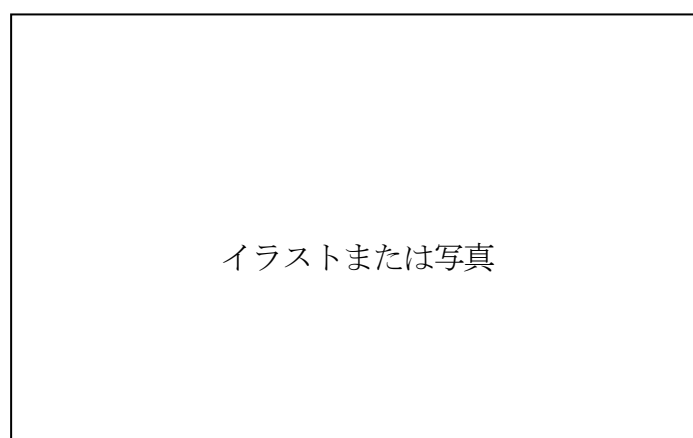
●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	地域福祉活動推進員の配置	モデル拠点に配置	拡大 →

(3) 執務場所のあり方

現在、社協の執務場所は、市役所本庁舎内 2 か所（元本郷町）、及びボランティアセンター（元横山町）と 3 か所に分散しています。特に市役所本庁舎では、八王子市が平成 27 年 4 月に中核市への移行を予定しており、今後、行政サービスの量が増し、事務スペースが現在より必要となることが予想されます。

このような動きを注視しながら、執務場所のあり方について、八王子市と協議し、検討を進めます。



第3章 人材育成

1 人材育成方針

【現 状】

第1次計画では、「目指すべき職員像」や「職員に求められる能力」を掲げて、組織としての人材育成方針を確立しました。

その方針に基づき、主に外部研修を中心に、職務に関する専門研修や職層別研修等の受講を進めてきましたが、十分とはいえません。

【今後の方針】

(1) 人材育成の方針

第1次計画での人材育成方針を継続し、地域福祉を推進する団体として、職員個々の能力を高め、地域の様々な声に応えられるよう、人材育成に取り組めます。同時に、職員に対しての自己研鑽を促し「職員自らによる成長」を促す仕組みづくりを推進します。

(2) 目指すべき職員像

- 暮らしの課題解決を目指して、住民とともに歩める職員
- 地域福祉のプロとして、意欲的に職務を遂行し、成果（変化）を出せる職員
- 時代の変化に適応できる創造性豊かで、行動力と責任感に満ちた職員

(3) 職員に求められる能力

- 仕事に対する知識・技術
- 社会全般に関する問題意識と情報収集力
- 社会福祉を目的とする事業の企画や仕組みづくりの立案と実施する能力
- 人とのつながりを築く能力
- 組織内外での折衝・交渉・調整する能力
- これからの時代に新たに必要とされる法務・情報化対応能力

2 人材育成の仕組みづくり

【現 状】

第1次計画以降、外部研修を活用し、そのキャリアに見合った階層別研修（常勤職員中心）や、業務に関する専門研修を受講させ、円滑な組織運営・業務遂行を目指しました。

一方で、人材育成方針で掲げた「目指すべき職員像」「職員に求められる能力」に即した研修体系の仕組みづくりが十分とはいえず、今後の課題となっています。

さらに、地域社会からは、社協職員のコーディネーション力を地域で発揮してもらいたい、という声が高まっています。

【今後の方針】

職員の多様な雇用形態を踏まえて、人材育成方針で掲げた「目指すべき職員像」「職員に求められる能力」に即した研修体系の仕組みづくりを進めます。

人材育成担当部門を、これまで同様、総務部門に位置づけ、体系づくりや計画的な受講推進に努めます。また、集合研修（内部研修）においては、各担当より選出する職員で構成する研修委員会（仮称）を設け、研修内容の企画・立案を行います。

職場研修（OJT）については、各種業務マニュアルの作成、見直しを進め、更に円滑な業務遂行を目指します。

外部研修、内部研修等を通じて、地域社会からは求められているコーディネーション力を身につけ、地域住民と共に歩める職員像を実現していきます。



(1) 研修体系

以下の職員研修体系概要に基づいて、今後具体的な研修体系を策定します。

●職員研修体系概要

大項目	中項目	小項目
職場外研修 (OFF-JT)	集合研修 (主に外部研修)	1 職層別研修 ①管理職研修 ②主査研修 ③主任研修 ④新任職員研修
		2 現任研修 (職員としての基本事項を学ぶ)
		3 専門研修 (社会福祉関連分野別に専門性を高める)
		4 職務研修 (各部・担当毎の業務遂行に必要な知識を習得する)
	集合研修 (主に内部研修)	1 人材育成方針に基づいた研修
派遣研修 (施設・行政・企業等への派遣研修)		
職場研修 (OJT)	職場での日常の業務の遂行を通じて学ぶ。 文書事務マニュアル、勤務の手引き、会計処理の手引き、その他、担当毎の業務マニュアルを活用して事務を遂行する。	
自主研修 (SDS)	1 通信教育受講支援 (社会福祉士、精神保健福祉士等)	
	2 参加等支援 (学会・セミナー参加費等)	

①研修委員会 (仮称) の設置

研修委員会 (仮称) を設置し、人材育成方針に基づいた集合研修 (内部研修) の企画・立案・実施を計画的に実施します。



●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	研修委員会（仮称）の設置	内部研修の企画、立案、実施	実施

②OJTの充実

各種マニュアルの点検を行い、新たに作成・見直しを実施し、円滑な業務遂行を目指します。

OJTを通じて、職員間のコミュニケーションの活性化や、業務上の目標や課題の共有化を図り、円滑な業務遂行を目指します。

●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	OJTの充実	各種業務マニュアルの作成・見直し	実施

③自主研修への支援

人材育成方針に基づき「職員自らによる成長」を促す仕組みづくりの一環として、業務上必要な知識や技術を習得するための通信教育や学会、セミナー等への積極的な参加を促すことを目的に、参加費の助成や職務免除等に関する仕組みを構築します。

●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	自主研修への支援	参加費助成や職務免除の仕組みの検討・確立	実施



(2) 人事管理

職員の配置管理、勤務評価制度を整備し、職員の能力と意欲を活かす人事管理を目指します。

取組み事項	具体的内容
職員の配置管理	人事異動を通して、職員が幅広い視野や知識、技術を習得できるように努めます。長期的な観点から人材の育成を図るためにジョブ・ローテーション（職場を計画的に交代することにより職員の能力・知識の向上を図り、人材を育成する手法）を進めます。また、職員の意欲、能力、適性を把握し、適材適所に配置するための経歴管理と基準づくりを検討します。
勤務評価制度の整備	組織の活性化や人材育成の促進を図るため、勤務評価制度の構築に努めます。

イラストまたは写真



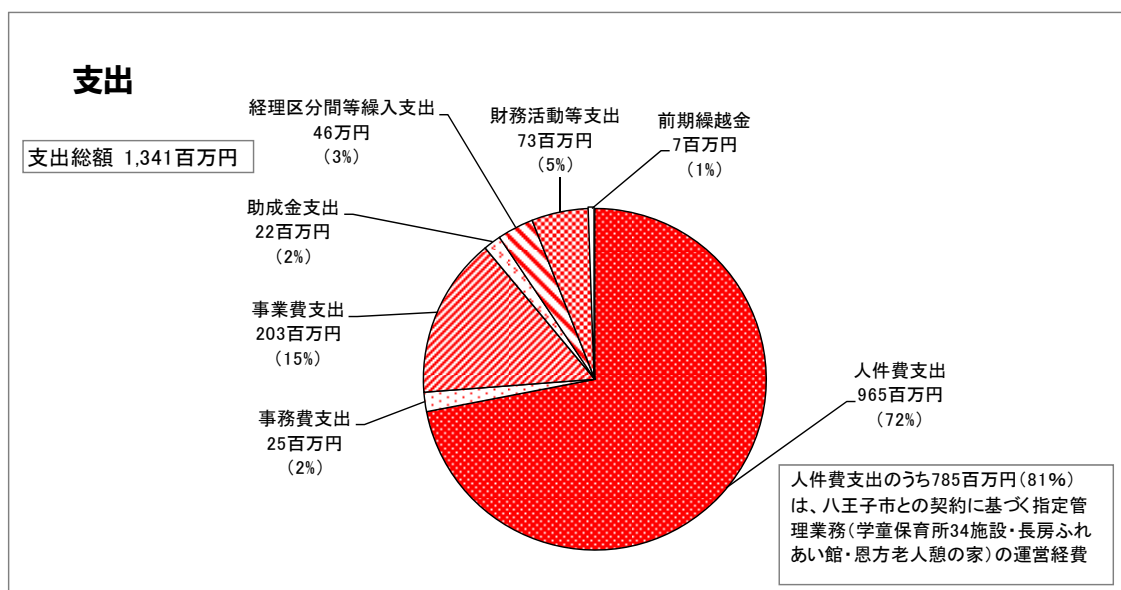
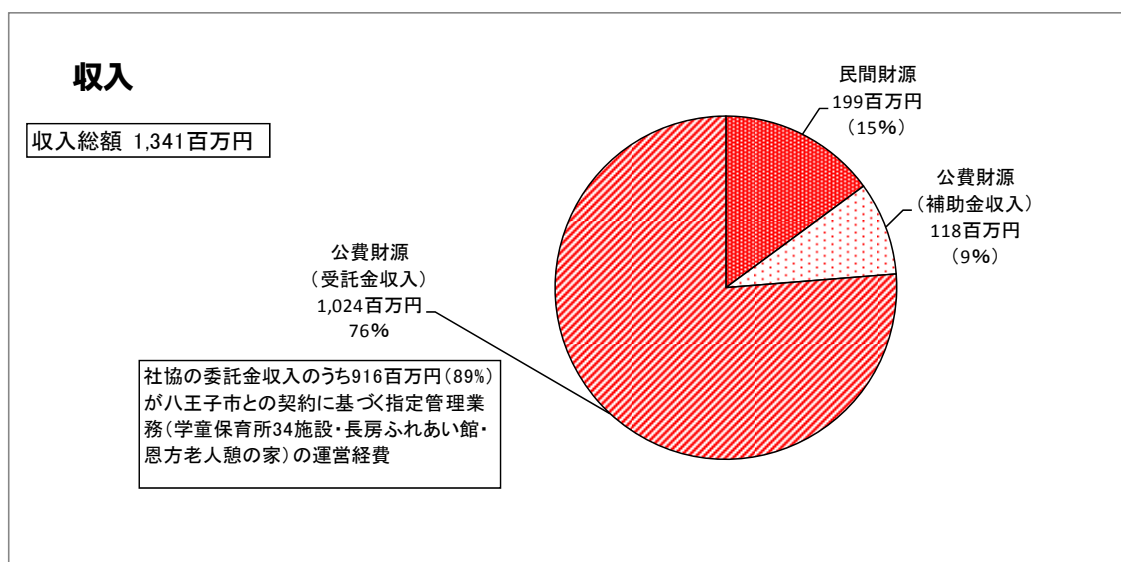
第4章 財務

1 財務基盤

【現 状】

平成24年度の社協の経常活動による収入総額は、1,341百万円であり、その内訳は会員会費や寄付金、募金収入等の民間財源が199百万円、市の補助金収入、受託金収入等の公費財源は1,142百万円となっています。公費財源の比率が高く、収入総額に占める受託金収入の割合が76%となっています。

民間財源は、ボランティア活動やサロン、地域の見守り・支えあい活動、広報誌の発行、地域活動への助成等の地域福祉推進事業に充て、公費財源は、主に法や制度に基づく事業を中心に充てています。



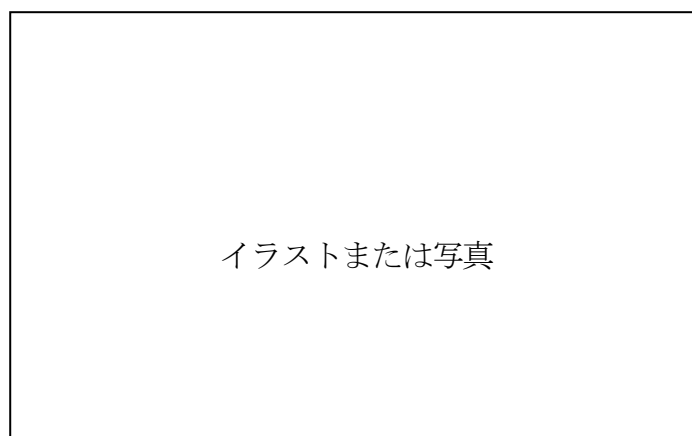
【今後の方針】

今後、地域住民と社協が一体となって活動する地域福祉推進拠点の設置等の事業拡大を行うためには、さらに会員会費や寄付金等の民間財源の確保が重要となります。

そこで、財務に関する検討委員会を設置し、検討していきます。

●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	財務計画の策定	・財務に関する検討委員会設置 ・財務計画の策定	実施 →



(1) 会員会費の強化

【現 状】

平成 25 年度以降は、これまで協力関係のなかった 300 世帯以上の町会・自治会に会員会費徴収への協力依頼を実施し、会員会費の拡充に努めてきました。

平成 24 年度は会員数の増加はあったものの、会費の額は前年度を下回る状況となっています。右表の「会員区分ごとの平均会費額」のとおり、会員一人あたりの会費額が減少していることに起因していると考えられます。いずれにしても、ここ数年の傾向として会費額は減少傾向にあります。

会員会費の徴収には町会・自治会に協力をいただき取り組んでいますが、住民の町会・自治会への未加入世帯の増加も一因と考えられますので、今後一層、地域福祉活動の意義についてきめ細かな周知が課題と捉えています。



●会員の区分

会員の種類	金額
正会員	500 円以上 (年額)
賛助会員	3,000 円以上 (年額)
特別会員	10,000 円以上 (年額)

●会員数と会費の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会員数	21,294 件	21,202 件	21,820 件
会費	17,624,200 円	16,915,062 円	16,612,000 円

●会員区分ごとの実績比較

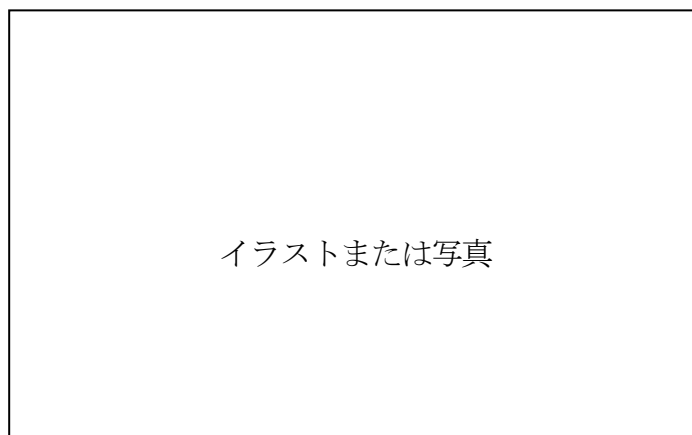
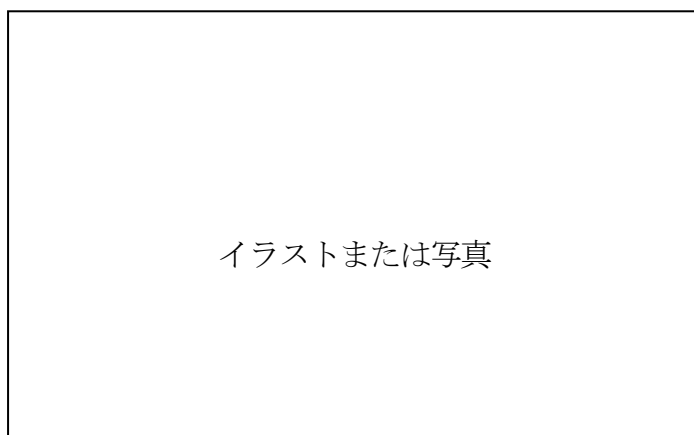
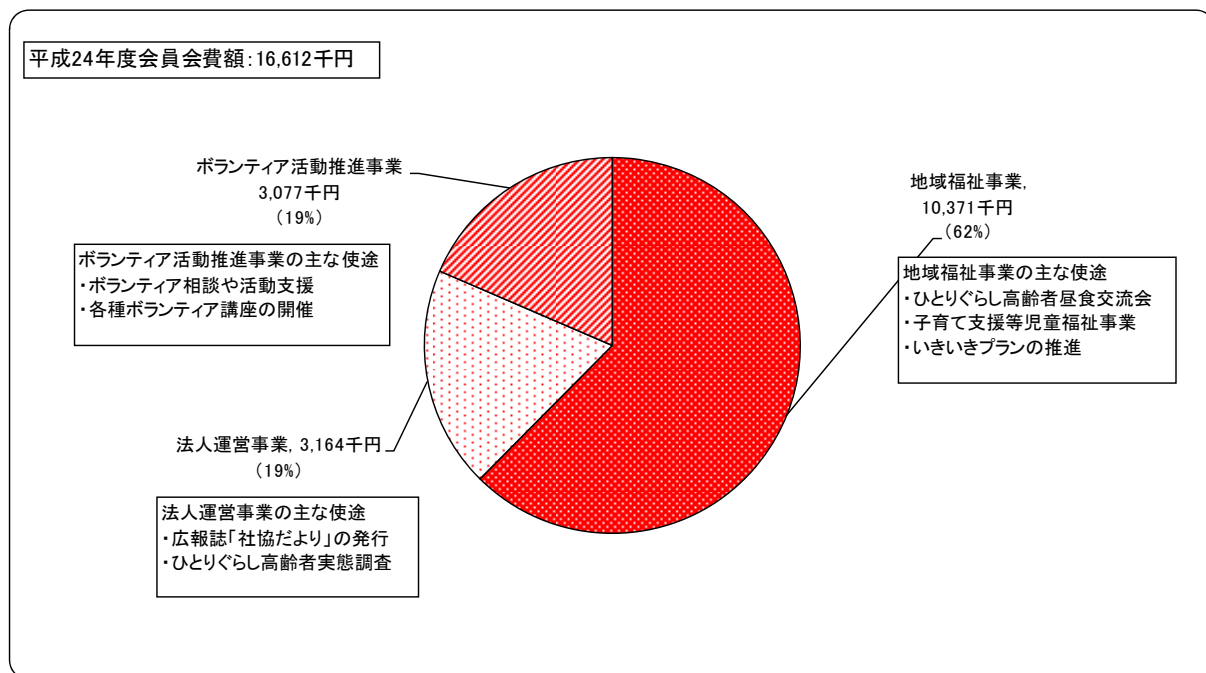
年度 会員の種類	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
正会員	20,663	13,394,000	20,688	13,244,150	21,280	13,136,100
賛助会員	385	1,349,500	336	1,164,000	343	1,173,500
特別会員	246	2,880,700	178	2,506,912	197	2,302,400
合計	21,294	17,624,200	21,202	16,915,062	21,820	16,612,000

●会員区分ごとの平均会費額

年度 会員の種類	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	金額 (円)	金額 (円)	金額 (円)
正会員	648	640	617
賛助会員	3,505	3,464	3,421
特別会員	11,710	14,084	11,687



●平成 24 年度会費の使途実績



【今後の方針】

「会員会費のあり方検討会」を引き続き開催します。

協力関係のある町会・自治会との信頼を保持しつつ、さらに協力いただける町会・自治会を広げるよう働きかけを継続します。特に、地域福祉推進拠点を持続的・継続的に運営するうえでは、会員会費が重要な財源となります。そこで、会員への加入促進を積極的に行います。

また、サロン活動や住民相互の見守り・支えあい活動の推進を通じて、社協のPRを積極的に図り、会員会費の拡充に取り組めます。

さらに、重点項目として福祉団体や企業、商店等の事業者による社会貢献活動が、企業イメージの向上となるような取組みや会員区分の見直しについても検討し、増額を目指します。

●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	町会・自治会への働きかけの強化	会員会費のあり方検討会で具体的検討	実施 →
	地域福祉推進拠点を活用した会員会費の加入促進	会員会費のあり方検討会で具体的検討	実施 →
	団体・企業会員区分の新設	会員会費のあり方検討委員会での具体的検討	実施 →

(2) 寄付・募金活動の強化

【現 状】

第1次計画以降、「特定寄付制度」や「メモリアル寄付」の創設を行いました。特に、平成23年の東日本大震災後に創設した被災地支援ボランティア支援金の募集には、262件の市民、企業、団体等より5,649,724円の寄付をいただき、被災地支援ボランティア活動の助成金として活用し、被災地の復興支援、ボランティア活動の活性化につなげることができました。



●寄付金の推移（平成23年度は被災地支援ボランティア支援金含む）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
寄付金	244件	392件	190件
	9,492,812円	10,545,332円	9,438,482円
指定寄付金	17件	17件	12件
	8,956,002円	31,942,647円	50,236,206円

※指定寄付金とは、寄付の用途が特定されているものや地域社会福祉基金として積み立て運用に充てる寄付

【今後の方針】

身近に気軽に寄付・募金できる環境整備のために、所得控除や損金算入といった税制上の優遇措置制度の周知を図り、地域住民が主体的に地域福祉に参加できる寄付文化の醸成や定着に努めます。「特定寄付制度」や「メモリアル寄付」を引き続き実行します。特に「特定寄付制度」のように用途目的の明確な寄付制度を適宜設置し、地域福祉活動の活性化につなげます。

また、企業、商店等が行う社会貢献活動の具体的なメニューの一つとして、募金箱の設置を働きかけ、“福祉協力企業（店）”として地域へ情報発信を行う等、企業イメージの向上とタイアップした取組みを行い、寄付金等の確保に努めます。

近年、本人の意思により、社協に財産を遺贈いただける等の相談があります。単身高齢者の増加により、そのような意思をお持ちの方も今後増えてくるのではないかと予想されます。財産遺贈の積極的な受け入れを進め、本人の意思に基づく適正な活用を図るとともに、活用事例を周知します。

●行動計画

No.	行動内容	平成26年度	平成27年度～平成30年度
	福祉協力企業（店）の開拓	具体的検討	実施 →
	財産遺贈の積極的受け入れ	具体的検討・周知	実施 →



(3) 収益事業の強化

【現 状】

これまで自動販売機や証明写真機の設置を進め、その手数料率の向上等企業との契約見直し等を進めてきました。また、平成 24 年度に、初めて民有地での設置を行い、事業収入の強化を進めています。

●飲料水自動販売機・証明写真機収入の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
収入額	15,650,971 円	13,678,114 円	13,546,928 円
自動販売機	31 台	30 台	31 台
証明写真機	1 台	2 台	2 台

【今後の方針】

継続して自動販売機や証明写真機の設置に努めます。

また、地域福祉推進拠点において、障がい者施設・団体等の授産製品の展示や活動紹介等市民への啓発活動を行いつつ、授産製品の委託販売と手数料収入について検討します。

●行動計画

No.	行動内容	平成 26 年度	平成 27 年度～平成 30 年度
	地域福祉推進拠点における授産製品の委託販売の検討	具体的検討	実施 →



2 基金の運用と活用

【現 状】

社協における基金の状況は下表のとおり、主に投資有価証券による運用を行い、安全性を第一に取組んでいます。運用益は一般会計に繰り入れ地域福祉活動に活用しています。

◆基金の状況（平成 24 年度末）

	地域社会福祉基金	八重垣曜子福祉基金	アイバンク福祉基金
基金の額	543,655,813 円	217,106,993 円	14,391,554 円
		基金の合計	775,154,360 円
		受取利息配当金収入	5,627,753 円

【今後の方針】

基金の運用については、引き続き安全性を第一に取組みますが、安全性を確保しながらより利回りの良い運用先の確保についても検討します。

基金は、受取利息配当金収入のように、運用益を基本に活用します。ただし、今後の地域ニーズの動向等により、必要であると判断できる地域福祉事業の展開、社協の執務場所の確保等の事由が生じた場合、基金の活用について検討を行います。

イラストまたは写真

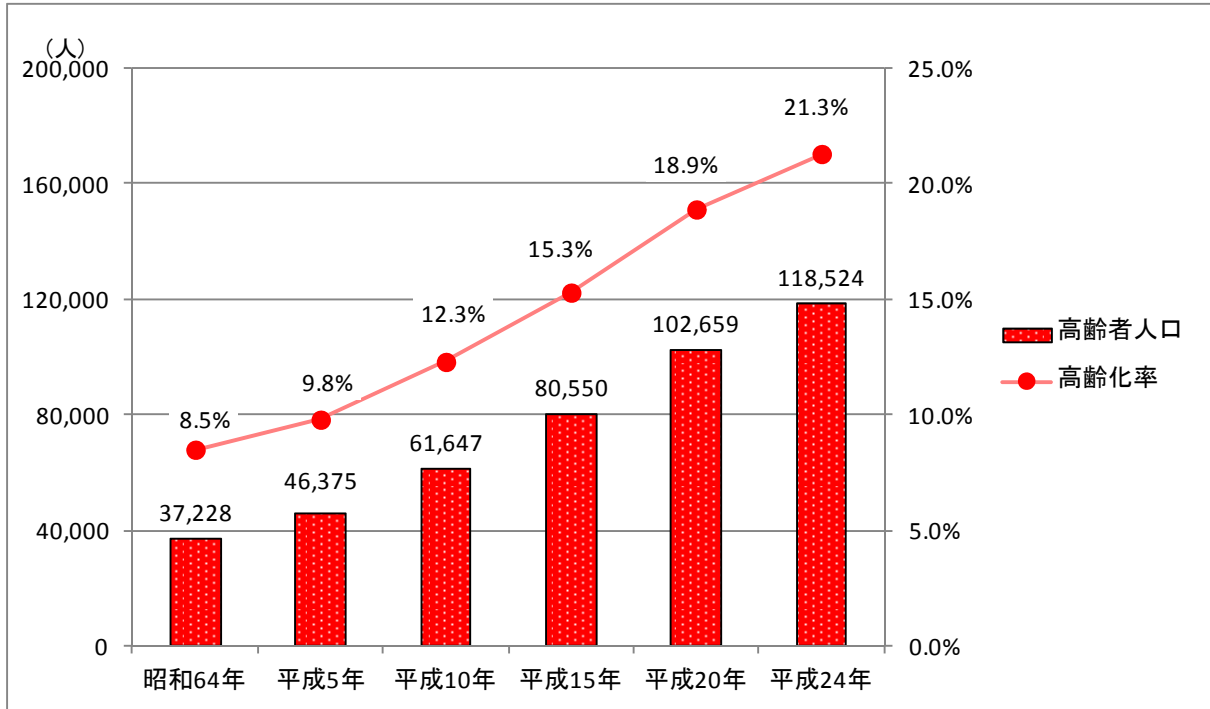




資料編

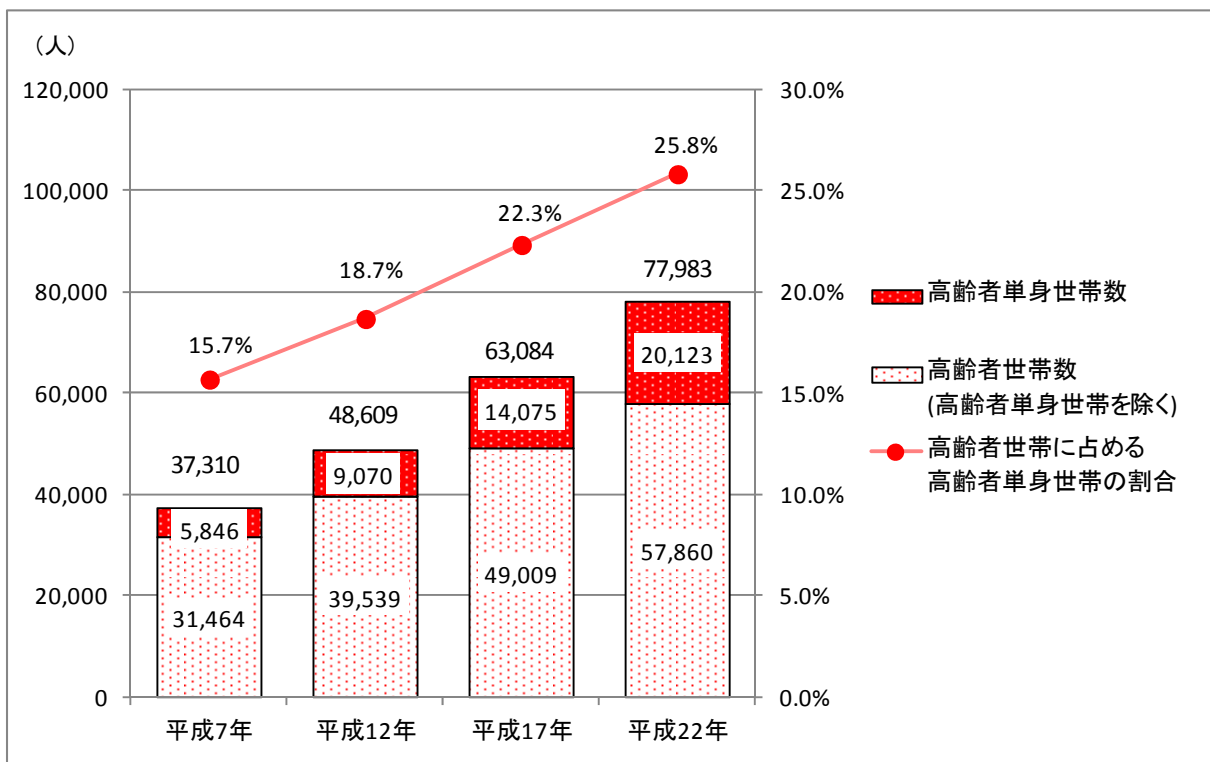
1 八王子市の現況

(1) 八王子市の高齢者人口と高齢化率 ～ 八王子市でも急速に高齢化が進行



(統計八王子・平成24年版:各年1月1日現在)

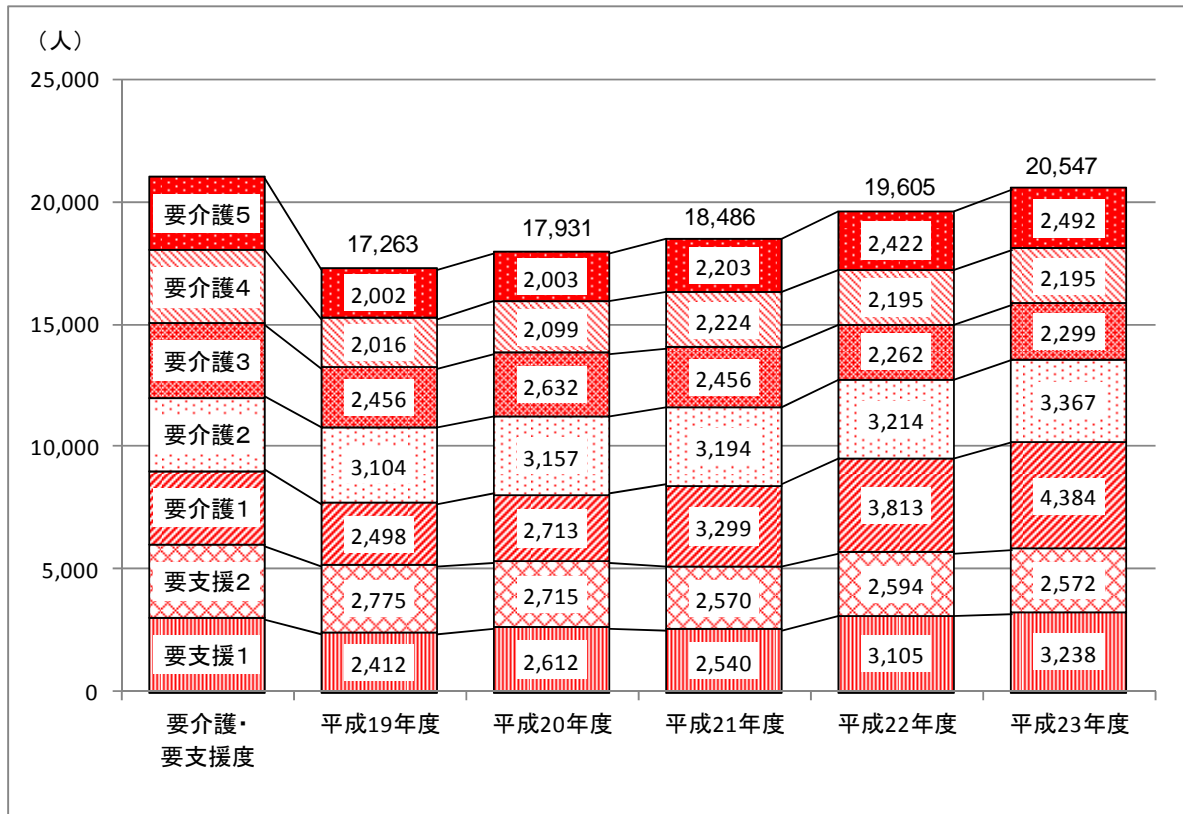
(2) 八王子市の高齢者世帯数と高齢者単身世帯数 ～ 特に高齢者単身世帯が増加



(国勢調査:各年10月1日現在)

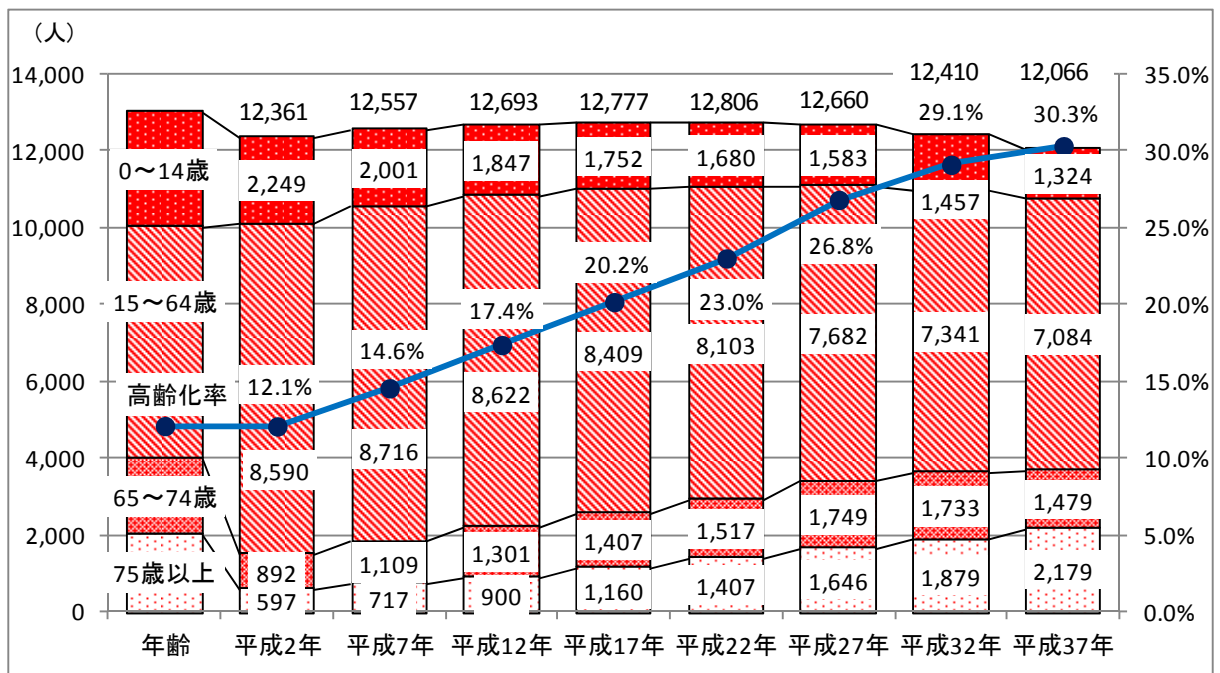


(3) 八王子市の要介護・要支援認定者数 ～ 要介護・要支援認定者数は20,000人以上に



(統計八王子・平成24年版:各年度末現在)

(4) 高齢化の推移と将来推計(全国) ～ 高齢化率は将来的に30%以上に

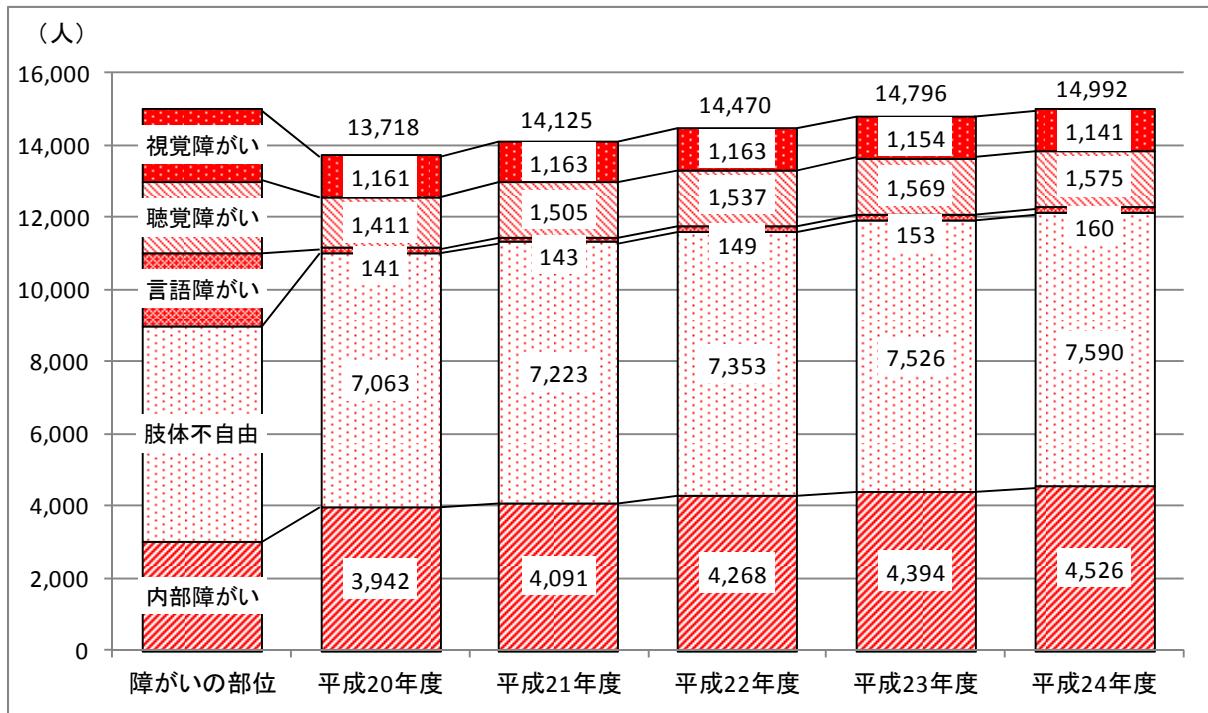


(高齢社会白書・平成25年版:平成22年までは10月1日現在/平成27年以降は1月推計)

※平成27年以降は推計

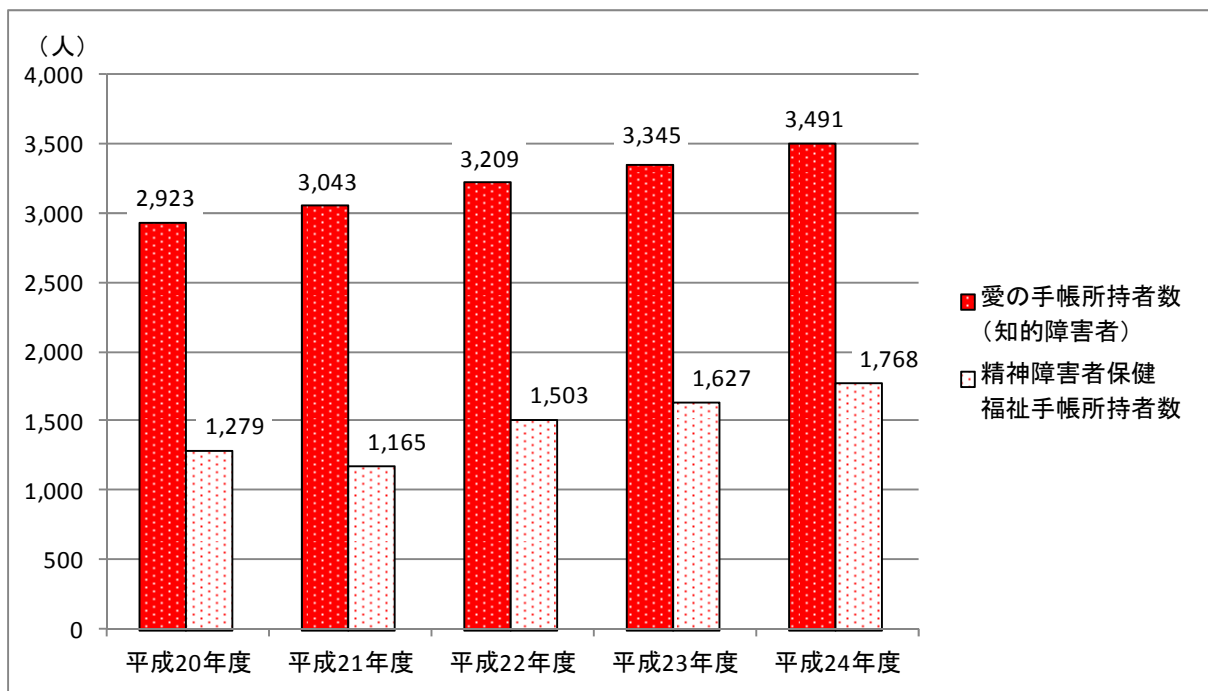


(5) 八王子市の身体障害者手帳所持者数の推移 ～ 身体障がい者は漸増傾向に



(統計八王子・平成 24 年版:各年4月1日現在)

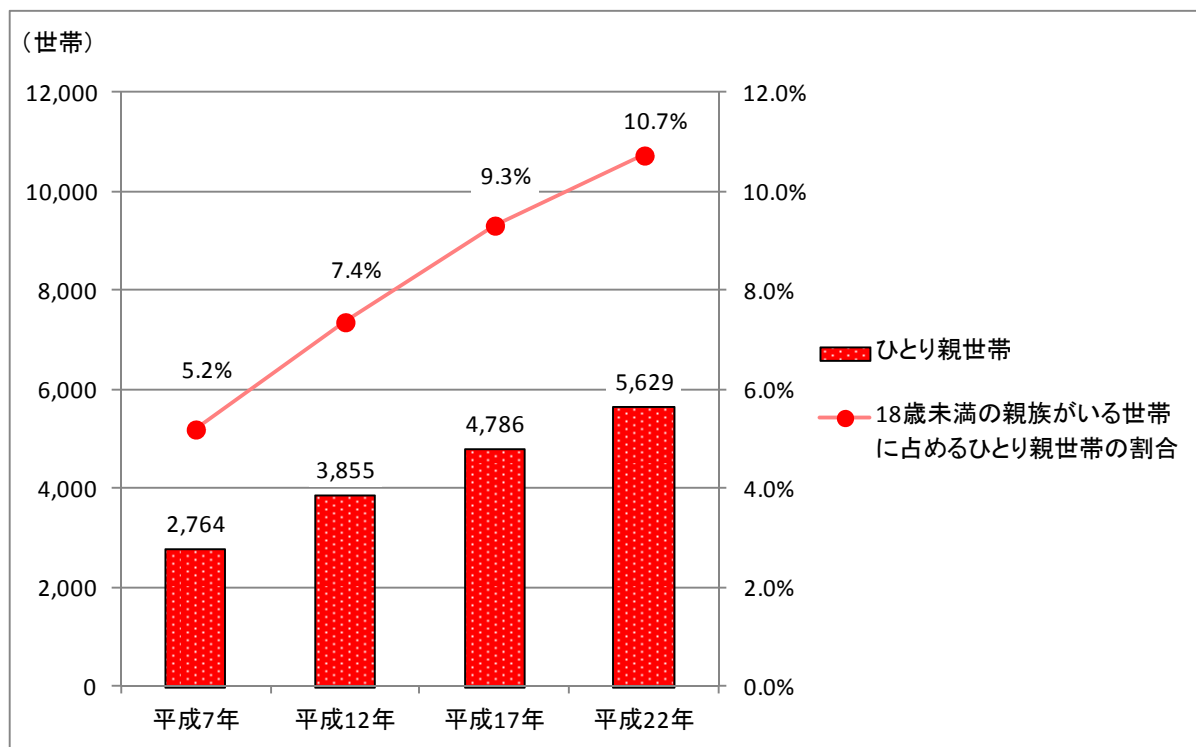
(6) 八王子市の愛の手帳所持者数(知的障がい者数)・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 ～ 知的障がい者・精神障がい者も増加傾向に



(統計八王子・平成 24 年版:各年4月1日現在)



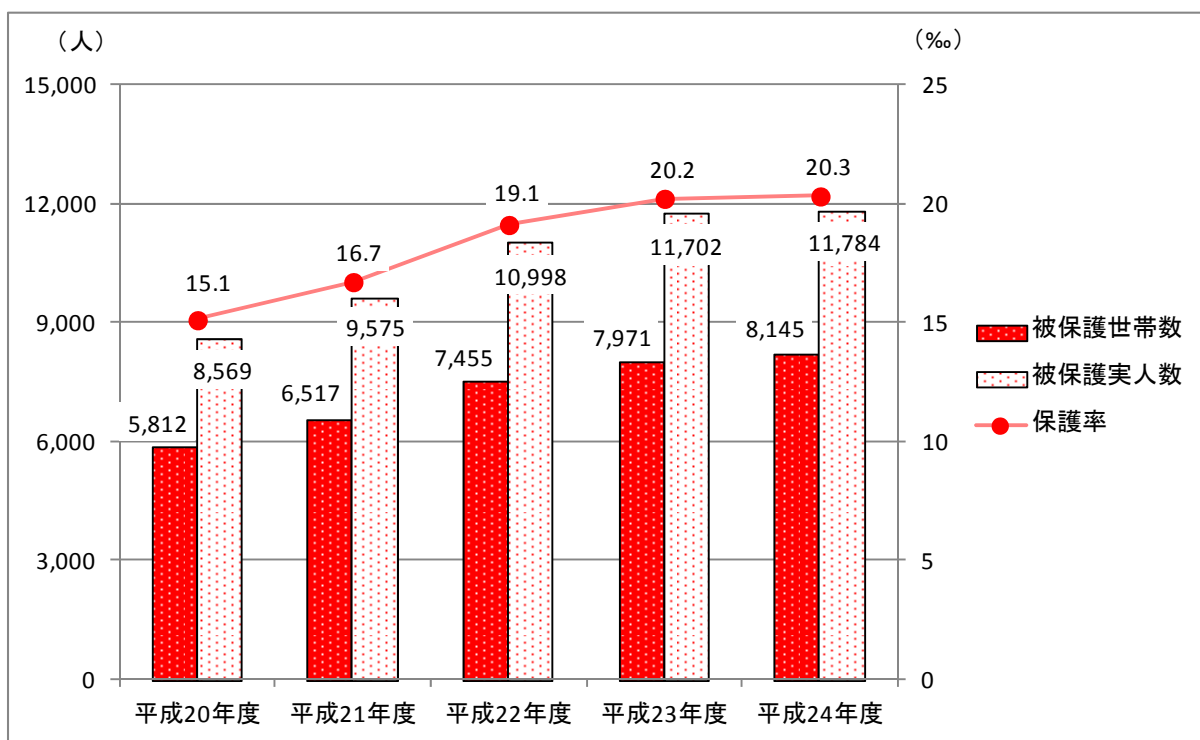
(7) 八王子市のひとり親世帯の状況 ～ ひとり親世帯が約1割に



※平成7年は母子家庭のみ

(国勢調査:各年10月1日現在)

(8) 八王子市の生活保護の状況 ～ 世帯数・実人員とも増加傾向、保護率も上昇中



(統計八王子・平成24年版:各年4月現在)



2 アンケート結果等から見た現状

(1) 八王子市地域保健福祉計画アンケート調査の概要

「八王子市地域保健福祉計画アンケート調査」は、「八王子市地域福祉計画」（平成 25～29 年度）の改定にあたり、地域保健福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、八王子市が実施した調査です。

調査対象	市内に居住する 18 歳以上の男女 3,000 名を無作為抽出
調査期間	平成 23 年 10 月 19 日から平成 23 年 11 月 11 日
調査方法	郵送による配布・回収
回収状況	配布数 3,000 通 有効回収数 1,247 通 有効回収率 41.6%

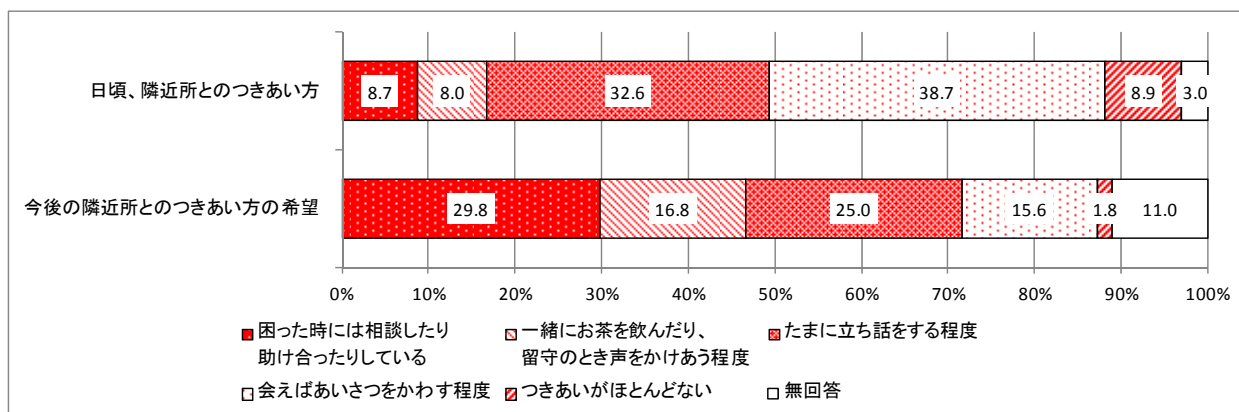
①日頃の隣近所とのつきあい方と今後のつきあい方の希望

日頃の隣近所とのつきあい方の希望について見ると、「会えばあいさつをかわす程度」が 38.7%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が 32.6%となっています。

今後のつきあい方の希望について見ると、「困った時は相談したり、助け合ったりしている」が 29.8%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が 25.0%となっています。

日頃のつきあい方では、軽いつきあい方の人が多くなっていますが、今後は困った時に助け合える関係を希望している人が多いという結果となっています。

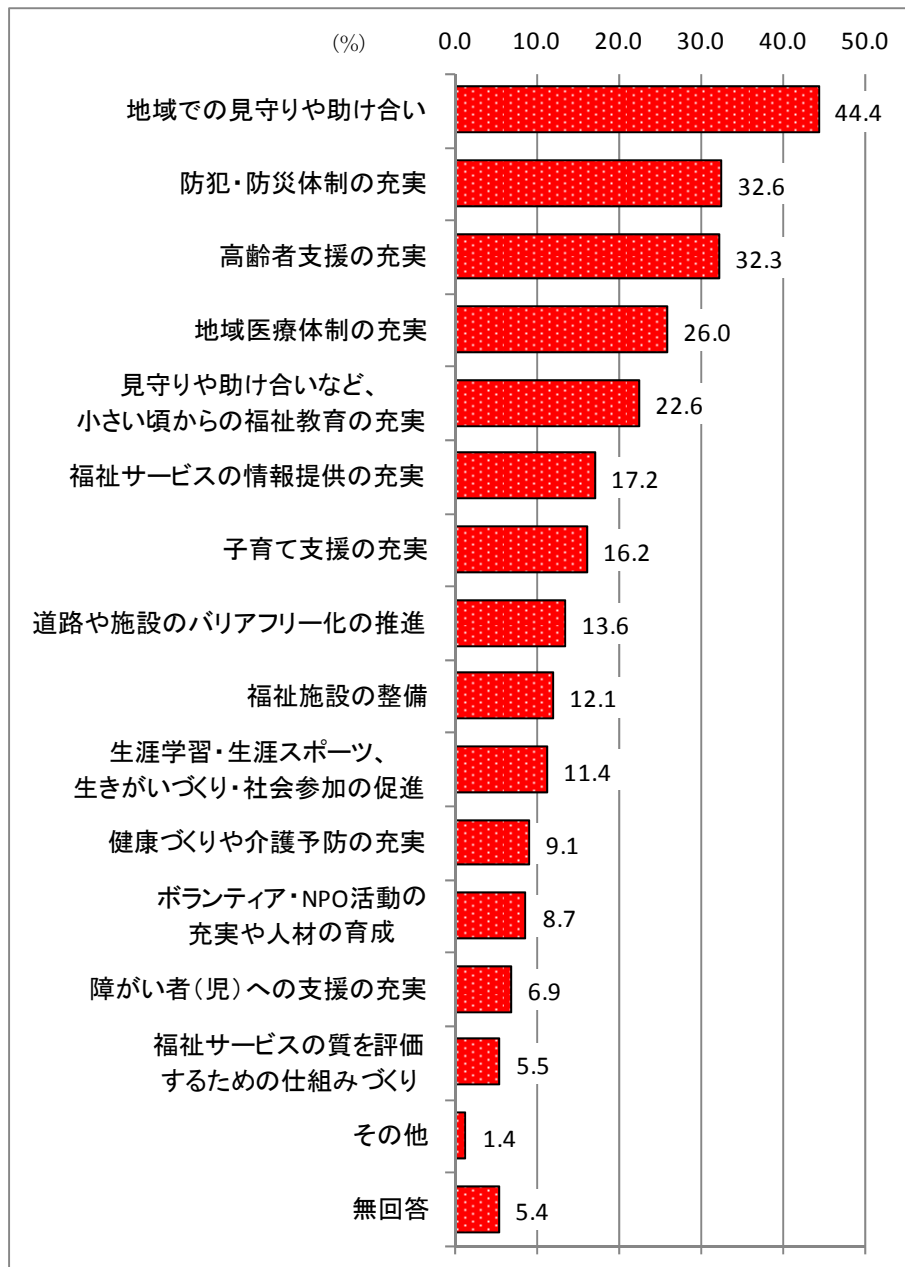
図 1-1 日頃の隣近所とのつきあい方と今後のつきあい方の希望



②安心して暮らすために必要なこと

安心して暮らすために必要なことについて見ると、「地域での見守りや助け合い」が44.4%と最も高く、次いで「防犯・防災体制の充実」が32.6%、「高齢者支援の充実」が32.3%、「地域医療体制の充実」が26.0%となっています。

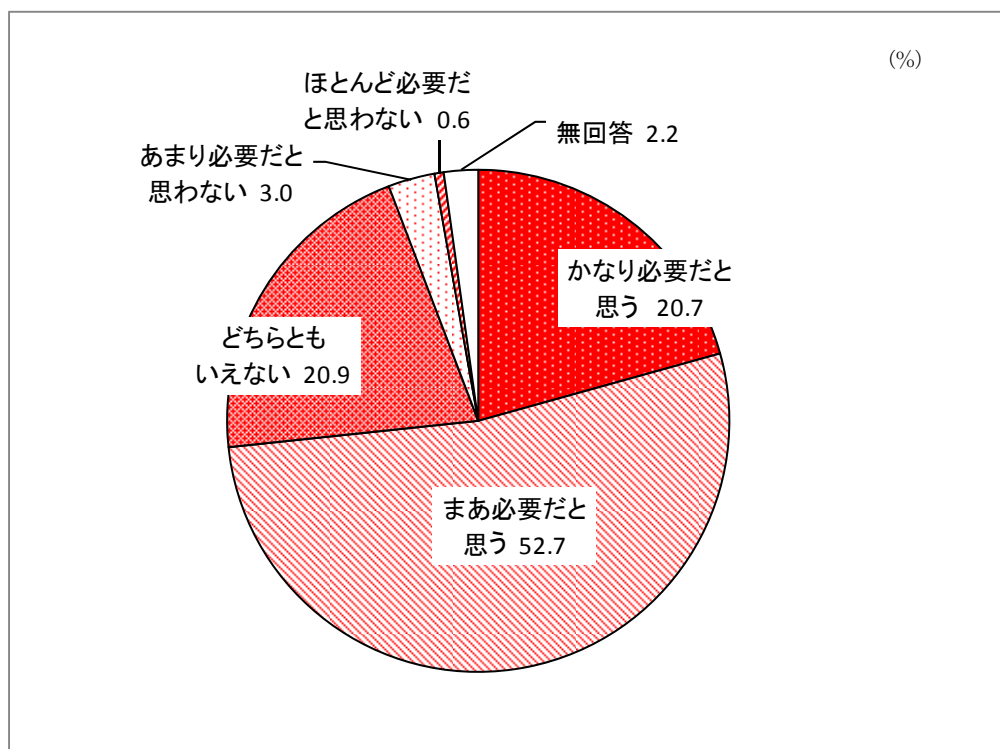
図1-2 安心して暮らすために必要なこと



③生活課題に対する住民相互の協力

生活課題に対する住民相互の協力についての考え方を見ると、「まあ必要だと思う」が52.7%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が20.9%、「かなり必要だと思う」が20.7%となっています。「必要だと思う」という回答は合わせて約7割となっています。

図1-3 生活課題に対する住民相互の協力



④生活が不自由なときに地域にしてほしいこと、地域にできること

生活が不自由なときに地域にしてほしいことについて見ると、「安否確認の声かけ」が55.1%と最も高く、次いで「具合が良くない時に、医療機関などに連絡する」が37.7%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」が30.6%、「話し相手や相談相手」が28.5%となっています。

地域にできることについても上位は同順位となっており、「安否確認の声かけ」が70.6%と最も高く、次いで「具合が良くない時に、医療機関などに連絡する」が53.3%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」が41.9%、「話し相手や相談相手」が34.2%となっています。

図1-4① 生活が不自由なときに
地域にしてほしいこと

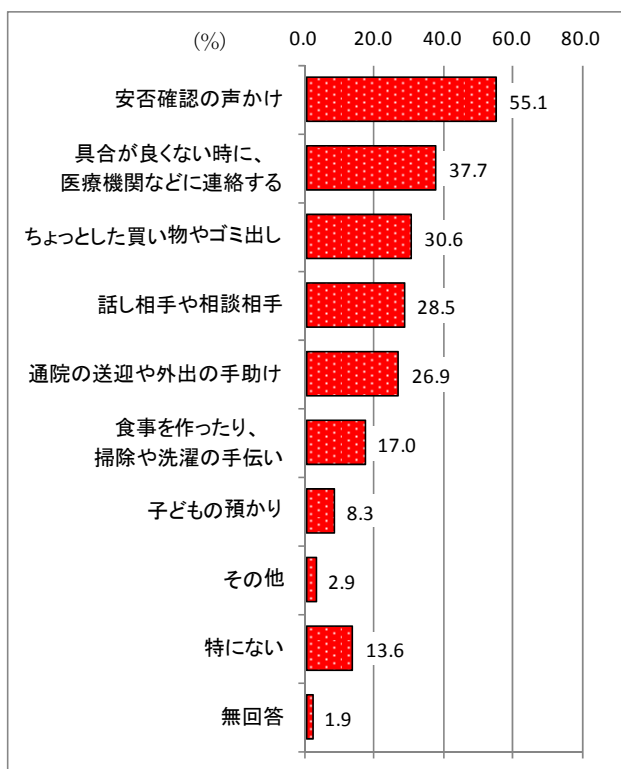
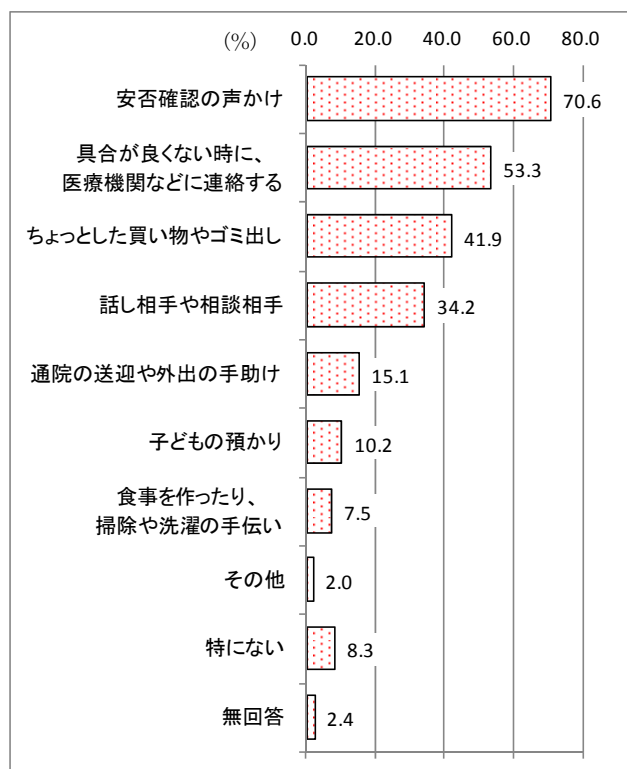


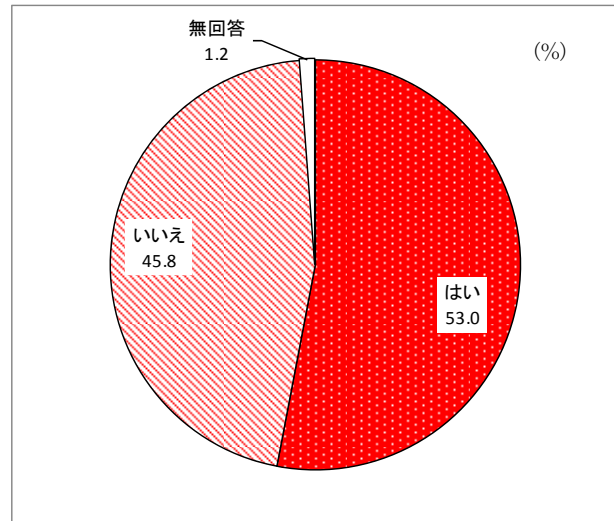
図1-4② 地域にできること



⑤地域活動への参加状況

地域活動に参加しているかどうかを尋ねたところ、「はい」が53.0%、「いいえ」が45.8%となっています。

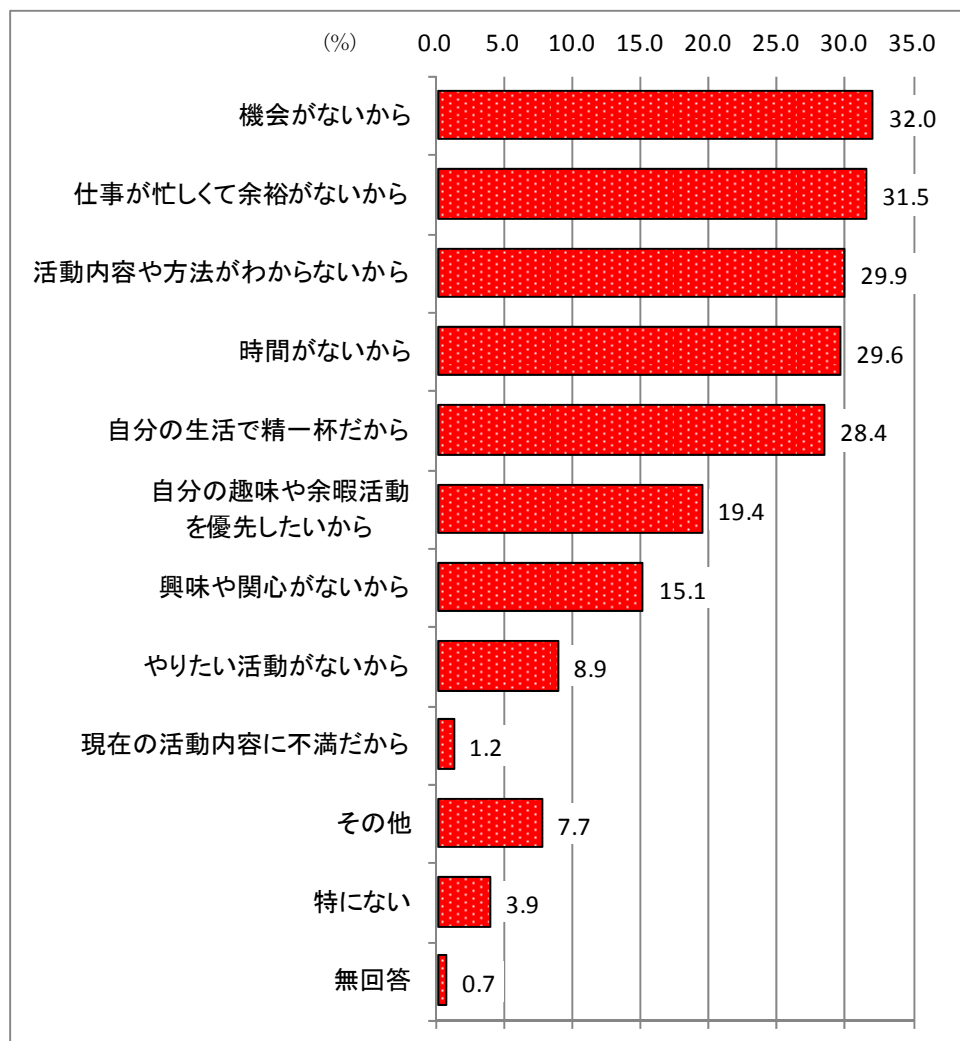
図1-5 地域活動への参加状況



⑥地域活動に参加していない理由

地域活動に参加していない理由を見ると、「機会がないから」が32.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しくて余裕がないから」が31.5%、「活動内容や方法がわからないから」が29.9%、「時間がないから」が29.6%、「自分の生活で精一杯だから」28.4%となっています。

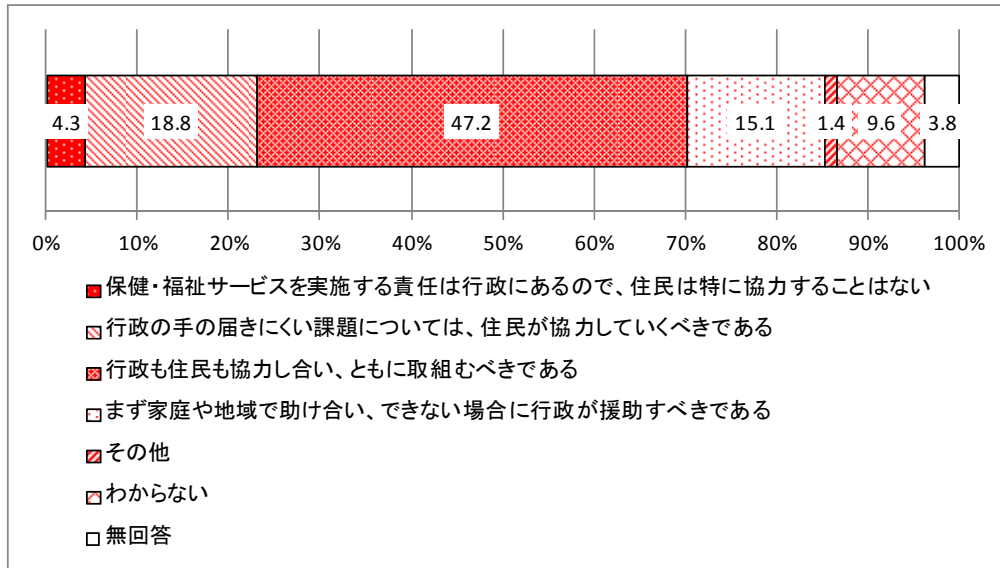
図1-6 地域活動に参加していない理由



⑦保健・福祉サービスを充実させていく上での行政と住民の関係について

保健・福祉サービスを充実させていく上での行政と住民の関係について見ると、「行政も住民も協力し合い、ともに取組むべきである」が47.2%と最も高く、次いで「行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである」が18.8%、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」が15.1%となっています。行政と住民が協力し合うべきであるという回答が半数近くにのぼっています。

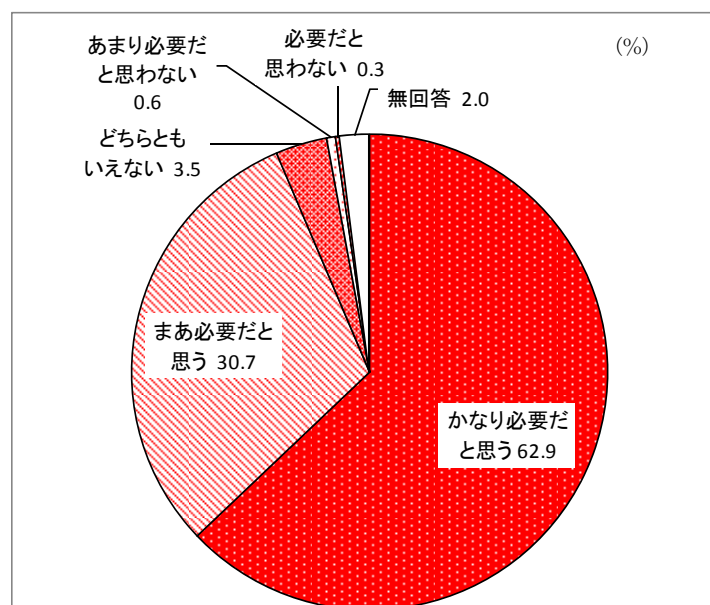
図1-7 保健・福祉サービスを充実させていく上での行政と住民の関係について



⑧大規模災害等に対する地域で支えあうしくみの必要性

大規模災害等に対する地域で支えあうしくみの必要性について見ると、「かなり必要だと思う」が62.9%と最も多く、次いで「まあ必要だと思う」が30.7%となっています。必要だと思うという回答が9割以上を占めています。

図1-8 大規模災害等に対する地域で支えあうしくみの必要性



(2) より豊かな高齢社会を目指して ～ 八王子の未来を考える ～

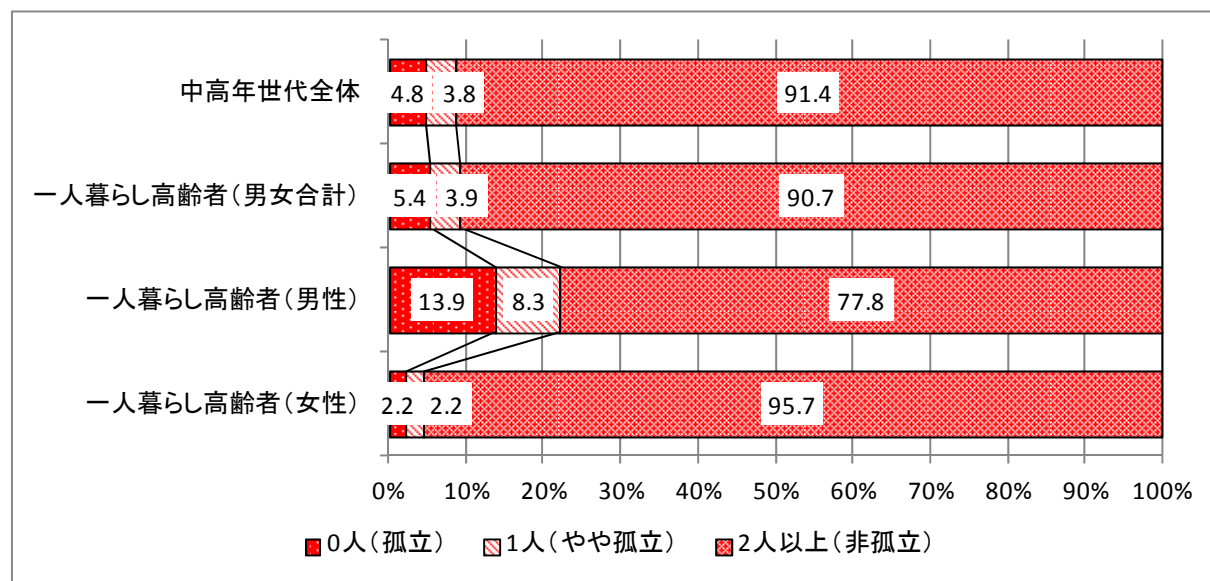
(最終報告書)

「より豊かな高齢社会を目指して ～ 八王子の未来を考える ～」は、急速な高齢化の進行が八王子市においても例外ではないという基本的認識を前提とし、地域において「より豊かな高齢社会」を構築するための諸方策を考察することを目的とした報告書であり、量的社会調査（アンケート調査）と質的社会調査（聞き取り調査）の両面から市民の生活実態と生活意識等を把握・分析しています。ここでは本計画において大きな課題となっている社会的孤立の実態について、アンケート調査の分析結果を抜粋しています。

①親しい他者人数から見た孤立傾向

親しい他者人数から孤立傾向を見ると、「0人（孤立）」、「1人（やや孤立）」は、中高年世代全体（50歳以上84歳以下）では合わせて8.6%となっています。一人暮らし高齢者（65歳以上）について見ると、女性では4.4%と中高年世代全体より低くなっているのに対し、男性では22.2%とかなり高くなっています。

図2-1 親しい他者人数から見た孤立傾向



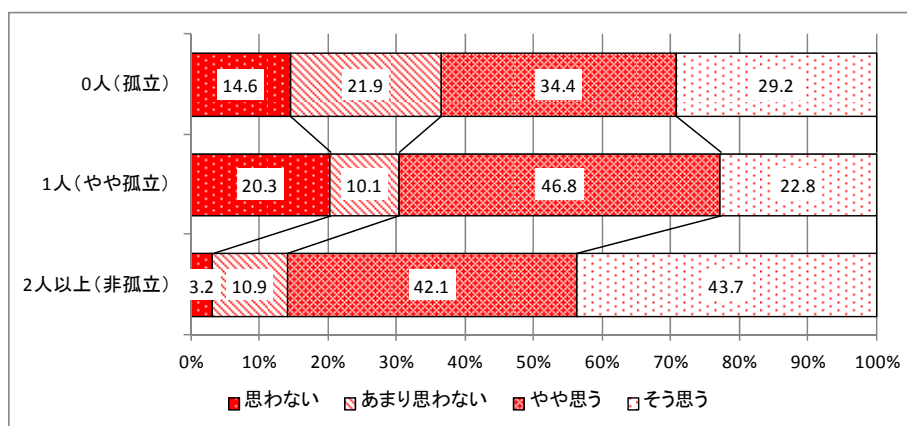
八王子市都市政策研究所 『より豊かな高齢社会を目指して - 八王子の未来を考える - 最終報告書』
2012,p.43,図表 3-2 をもとに社会福祉協議会作成



②社会的孤立と主観的幸福感の関連性

社会的孤立と主観的幸福感の関連性について見ると、現在自分は幸せだと「思わない」、「あまり思わない」という回答は、親しい他者人数が「2人以上（非孤立）」の人では1割あまりにとどまっているのに対し、「0人（孤立）」の人や、「1人（やや孤立）」の人では、約3割にのぼっています。

図2-2 社会的孤立と主観的幸福感の関連性



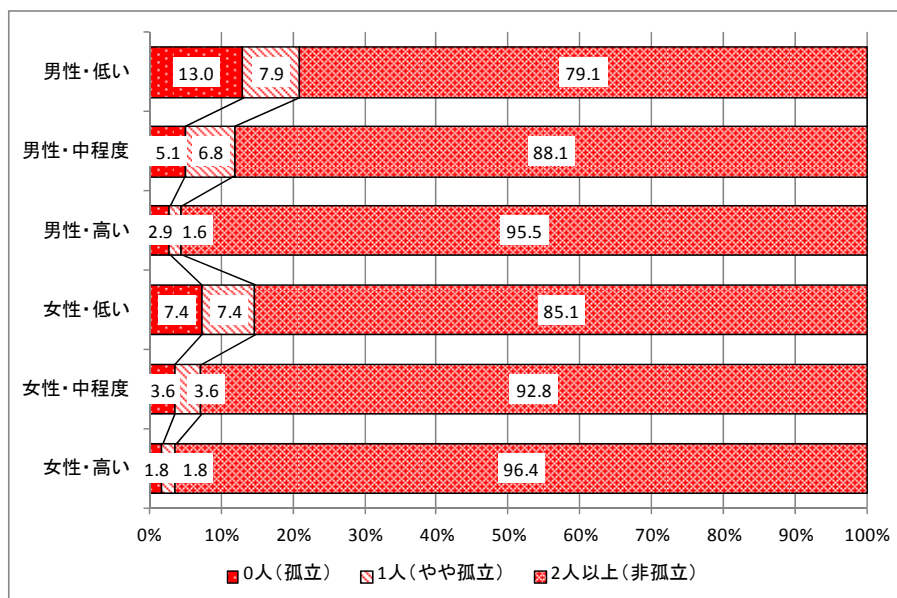
八王子市都市政策研究所 『より豊かな高齢社会を目指して - 八王子の未来を考える - 最終報告書』 2012,p.46,図表 3-11 をもとに社会福祉協議会作成

③近所づきあいの程度と社会的孤立の関連性

近所づきあいの程度と社会的孤立の関連性について見ると、男女とも近所づきあいの程度が「低い」人では「0人（孤立）」、「1人（やや孤立）」に該当する人が多くっており、特に男性では約2割にのぼっています。

※ 近所づきあいの程度は、低い＝「あいさつをする」、中程度＝「立ち話をする」、高い＝「おすそわけをする」を基準としています。

図2-3 近所づきあいの程度と社会的孤立の関連性



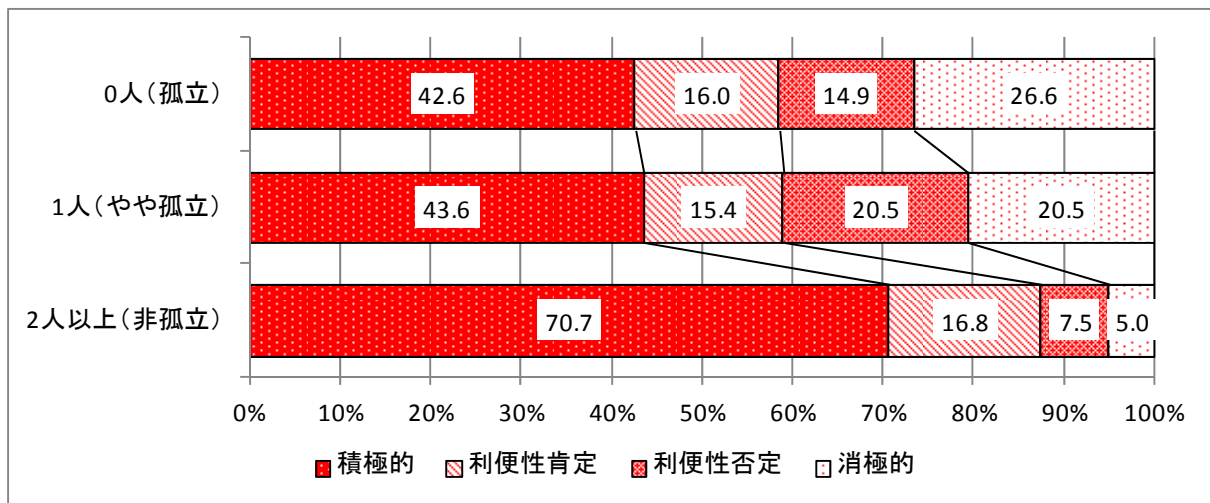
八王子市都市政策研究所 『より豊かな高齢社会を目指して - 八王子の未来を考える - 最終報告書』 2012,p.53,図表 3-27,28 をもとに社会福祉協議会作成

④社会的孤立と近所づきあいに対する考え方との関連性

社会的孤立と近所づきあいに対する考え方との関連性について見ると、近所づきあいに「積極的」な人は、親しい他者人数が「2人以上（非孤立）」の人では約7割となっており、一方で「0人（孤立）」の人や、「1人（やや孤立）」の人でも、4割以上いるという結果となっています。

※「利便性」とは、「何かあったとき、近所づきあいがないと不便」といった考え方のことです。

図2-4 社会的孤立と近所づきあいに対する考え方との関連性

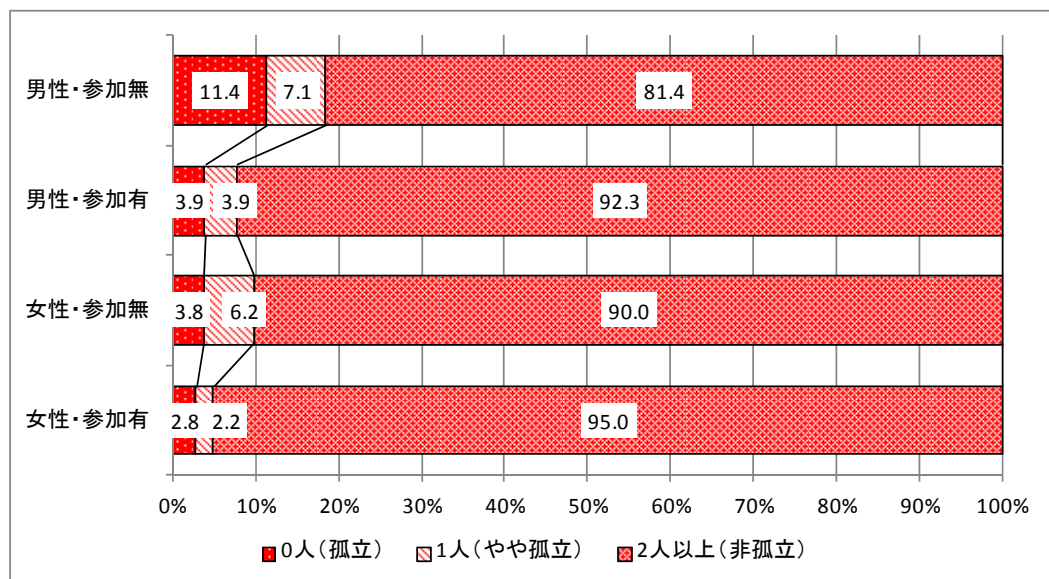


八王子市都市政策研究所『より豊かな高齢社会を目指して - 八王子の未来を考える - 最終報告書』2012,p.55,図表 3-30 をもとに社会福祉協議会作成

⑤現在の団体活動への参加と社会的孤立の関連性

現在の団体活動への参加と社会的孤立の関連性について見ると、男女とも「参加無」と回答した人で「0人（孤立）」、「1人（やや孤立）」に該当する人が多くなっています。

図2-5 現在の団体活動への参加と社会的孤立の関連性

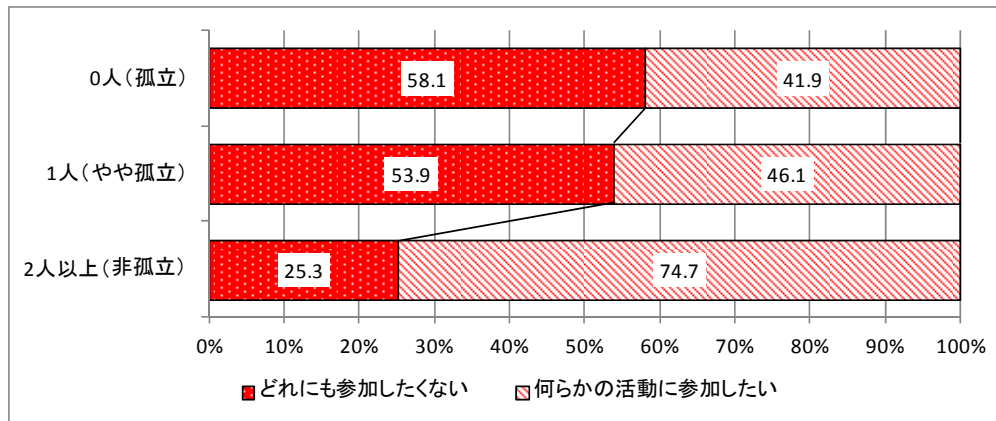


八王子市都市政策研究所『より豊かな高齢社会を目指して - 八王子の未来を考える - 最終報告書』2012,p.53,図表 3-25,26 をもとに社会福祉協議会作成

⑥社会的孤立と団体活動への参加意向との関連性

社会的孤立と団体活動への参加意向との関連性について見ると、「どれにも参加したくない」という回答は、親しい他者人数が「2人以上（非孤立）」の人では2割あまりにとどまっているのに対し、「0人（孤立）」の人や、「1人（やや孤立）」の人では、5割以上にのぼっています。

図2-6 社会的孤立と団体活動への参加意向との関連性



八王子市都市政策研究所 『より豊かな高齢社会を目指して - 八王子の未来を考える - 最終報告書』
2012,p.54,図表 3-29 をもとに(社会福祉協議会)作成



3 八王子市地域福祉推進計画策定委員会

※ 作成中

4 用語解説

※ 作成中

